

## ご あ い き つ

急速に進展する少子高齢化をはじめ、社会・経済環境の構造的な変化を背景に、地域福祉を取り巻く課題も複雑・多様化しており、こうした状況に柔軟かつ機敏に対応することが求められています。

大阪府では、これら環境変化や大阪の実情を踏まえ、地域福祉の担い手である地域住民・ボランティア、NPO法人、社会福祉協議会、社会福祉法人、行政等、多様な主体による協働と、保健・医療、就労、教育等との分野連携を通じて、地域福祉施策の充実を図るため、平成27年度から平成31年度を計画期間とする「第3期大阪府地域福祉支援計画」を策定いたしました。いわゆる制度の狭間の問題や分野横断的な課題への対応、生活困窮者の自立支援や災害時における要援護者支援等の新たな福祉課題への先導的な施策など、総合的に取り組んでまいります。

計画の推進にあたりましては、第1期及び第2期計画の基本原則(「人権の尊重と住民主体の福祉活動」「ソーシャル・インクルージョン」「ノーマライゼーション」)を継承し、地域の実情を最も把握する市町村が自主性と創造性をさらに育みながら、地域福祉を支える“まちと人づくり”に積極的に取り組むことができるよう、広域自治体として支援してまいります。

また、子どもや女性、障がいのある方、高齢者など、誰もがいきいきと安心して暮らしていける地域社会の実現と、そのためのセーフティネットを確かなものとするため、本計画を府民共有のビジョンとして“大阪ならではの新しい地域福祉の創造と実践”に取り組んでまいります。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、貴重なご意見・ご提言をいただきました大阪府地域福祉推進審議会並びに市町村、各種団体の関係者、府民の皆様にご心からお礼申し上げます。

平成27年3月

大阪府知事

# 目次

---

## 第1章 地域福祉の理念

- 1. はじめに . . . . .
- 2. 地域福祉とは . . . . . 1
- 3. 地域福祉推進に向けた原則 . . . . . 2
- 4. 地域福祉を推進する各主体の役割 . . . . . 3

## 第2章 計画策定に向けて

- 1. 計画策定の趣旨 . . . . . 4
- 2. 計画の位置づけ . . . . . 9
- 3. 計画の目標 . . . . . 9
- 4. 計画の期間 . . . . . 9

## 第3章 地域福祉の推進方策

- 1. 地域福祉施策の方向性 . . . . . 10
- 2. 地域福祉を推進する具体的施策
  - (1) 地域福祉のセーフティネットを拡げ、強くする . . . . . 10
  - (2) 地域福祉を担う多様な人づくりをすすめる . . . . . 23
  - (3) 地域の生活と福祉を支える基盤を強化する . . . . . 29
  - (4) 市町村の自主性・創造性を育み、その取組みを積極的にサポートする . . 40

## 第4章 計画の推進に向けて

- 1. 計画の推進体制 . . . . . 42
- 2. 計画の進行管理 . . . . . 42

- [参考] 用語集 . . . . . 43

\*本文中の(※)は、「参考：用語集」に解説を記載しています。

---

## 第1章 地域福祉の理念

---

### 1. はじめに

大阪府では、平成 15 年 3 月に社会福祉法に基づく「地域福祉支援計画」を策定し、市町村や社会福祉協議会など関係機関と連携し、地域における見守り・発見・つなぎ機能の強化など、地域福祉施策を積極的に推進してきました。

平成 21 年 3 月には、府内市町村の公民協働による地域福祉の推進をなお一層支援するため、「第 2 期大阪府地域福祉支援計画」を策定し、地域福祉のセーフティネットの充実に取り組んできました。

この間、真に必要な人に、必要なとき、必要なサービスがきちんと届くよう、コミュニティソーシャルワーカー（以下「CSW」という。）配置促進や、地域福祉・子育て支援交付金の創設など、要援護者（様々な課題を抱え、困難な状況に陥っている人）の不安解消や福祉・生活課題の解決に向けて、先駆的な取組みを推進してきました。

社会福祉法の大改正（平成 12 年）から 10 余年。現在、同法に明記された地域福祉の推進は、多様なボランティア・NPO 活動など、担い手の拡がりや公私協働により成果をあげる一方で、急速に進む少子高齢化など、社会・経済・雇用の構造的な変化やリーマン・ショック後の経済環境も相まって、地域課題は複雑・多様化しており、これら変化への適切な対応が求められています。

「第 3 期大阪府地域福祉支援計画」においては、こうした地域福祉を取り巻く環境変化と複雑・多様化する福祉・生活課題を踏まえ、生活困窮者の自立支援等の新たな施策推進を盛り込むとともに、第 1 期・第 2 期計画の成果を活かし、さらなる公民協働と要援護者に対する総合的な支援体制の構築により、地域福祉のセーフティネットの充実・強化に取り組めます。

### 2. 地域福祉とは

地域福祉とは、年齢、性別、国籍、障がいの有無、経済状況等にかかわらず、誰もが地域社会の一員として、日常生活はもとより、地域社会で営まれる経済や文化等の様々な活動に参加でき、いきいきと自立した生活を送ることができるよう、「ともに協力し、ともに生きる地域社会の仕組み」をつくりあげていくことです。

地域福祉は、福祉・介護サービスから保健・医療、教育、就労、文化、まちづくりに至るまで、地域社会における多様な活動分野で取り組まれることが必要であり、それぞれの成果を次の活動に活かしていく不断の取り組みでもあります。

そのためには、行政、地域住民、ボランティア、NPO 法人、社会福祉法人、社会福祉協議会等、地域社会を構成するメンバーがともに相互に協力して、地域の実情に応じて必要とされる多様なサービスを組み合わせ、良質かつ適切なものにしていくことが求められています。

社会福祉法では、「福祉サービスは、個人の尊厳の保持を旨とし、その内容は、福祉サービスの利用者が心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援するものとして、良質かつ適切なものでなければならない」と規定されています（第3条「福祉サービスの基本的理念」）。

大阪府では、現在の民生委員の前身である「方面委員制度（※）」が創設されるなど、社会福祉法を先取りする様々な福祉サービスが実施されてきました。こうした歴史と実績を受け継ぎ、昨今の社会環境や地域社会の変化に柔軟かつ機敏に対応できる新しい地域福祉の創造と実践をめざします。

### 3. 地域福祉推進に向けた原則

地域福祉の推進のため、以下の原則を踏まえ、各種の取り組みを進めていきます。

#### (1) 人権の尊重と住民主体の福祉活動

- ◇ 住民一人ひとりの人権を最大限に尊重します。
- ◇ 全ての住民が、障がいの有無等によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に取り組みます。
- ◇ 住民が自ら考え自ら活動する、住民主体による福祉活動を通じて、全ての人が幸せに暮らすことのできる地域社会の醸成をめざします。

#### (2) ソーシャル・インクルージョン

- ◇ 地域において、要援護者を同じ社会の構成員として認め合い、支え合います。
- ◇ 多様な主体による福祉コミュニティの再構築と新たな公私の協働関係の構築に取り組んでいきます。

### **(3) ノーマライゼーション**

- ◇ 全ての人が地域において、自分の意思であたりまえの日常生活を送ることができ、社会の実現をめざします。
- ◇ 地域住民による地域社会づくりへの積極的参加を促し、福祉について理解・関心を深めていきます。

## **4. 地域福祉を推進する各主体の役割**

地域福祉を推進するため、市町村や民間団体（社会福祉協議会、NPO 法人、民間企業等）、地域住民、大阪府は、以下の役割を担うことを求められています。

### **(1) 市町村の役割**

- ◇ 市町村は、住民に最も身近な基礎自治体として、地域の福祉・生活課題を把握し、  
利用者の立場に立った福祉サービスを提供する体制整備を行うとともに、創意工夫を凝らし、地域の実情に沿った施策展開を図っていく役割を果たします。

### **(2) 民間団体の役割**

- ◇ 社会福祉協議会、社会福祉法人（施設等）、社会福祉事業を営む事業者をはじめ、地域課題の解決に取り組む NPO 法人や、社会的責任に関心の高い民間企業等、様々な民間団体が、行政との連携や相互ネットワーク形成を図りつつ、福祉・生活課題の解決に取り組むことが期待されています。

### **(3) 地域住民の役割**

- ◇ 地域住民が、自ら考え、自ら活動することが地域福祉の原動力になります。自治会やボランティア活動への参画、NPO 法人との連携等に主体的に取り組むことで、地域活力を高めていくことが可能になります。地域住民が抱える課題の解決に向けて、ともに支え合う地域福祉の推進に努めることが期待されています。

### **(4) 大阪府の役割**

- ◇ 大阪府は、広域自治体として有する多様な行政資源や人材・ネットワーク等を通じて、個々の市町村や地域社会にとどまらない広域的・専門的な課題の解決に取り組めます。地域住民や市町村等の自主性・創造性を尊重し、多様な主体

による地域福祉の円滑な推進を図ることができるよう、総合調整（トータルコーディネート）としての役割を果たします。

## 第2章 計画策定に向けて

---

### 1. 計画策定の趣旨

大阪府では、平成21年3月に、第2期大阪府地域福祉支援計画を策定し、4つの方向性（「地域福祉のセーフティネットの構築」「市町村支援」「地域福祉・福祉サービスの担い手づくり」「地域での自立生活を支える福祉基盤づくり」）に沿って、地域福祉施策の推進に取り組んできました。

この間、少子高齢化の急速な進展と世帯構造の変化、リーマン・ショック後の景気変動による経済・就労環境の悪化など、以下の社会・経済・雇用・地域の構造的変化が見られ、それに伴う新たな課題が顕在化しています。第3期計画では、これら今日的な変化・課題への柔軟かつ機敏な対応が求められています。

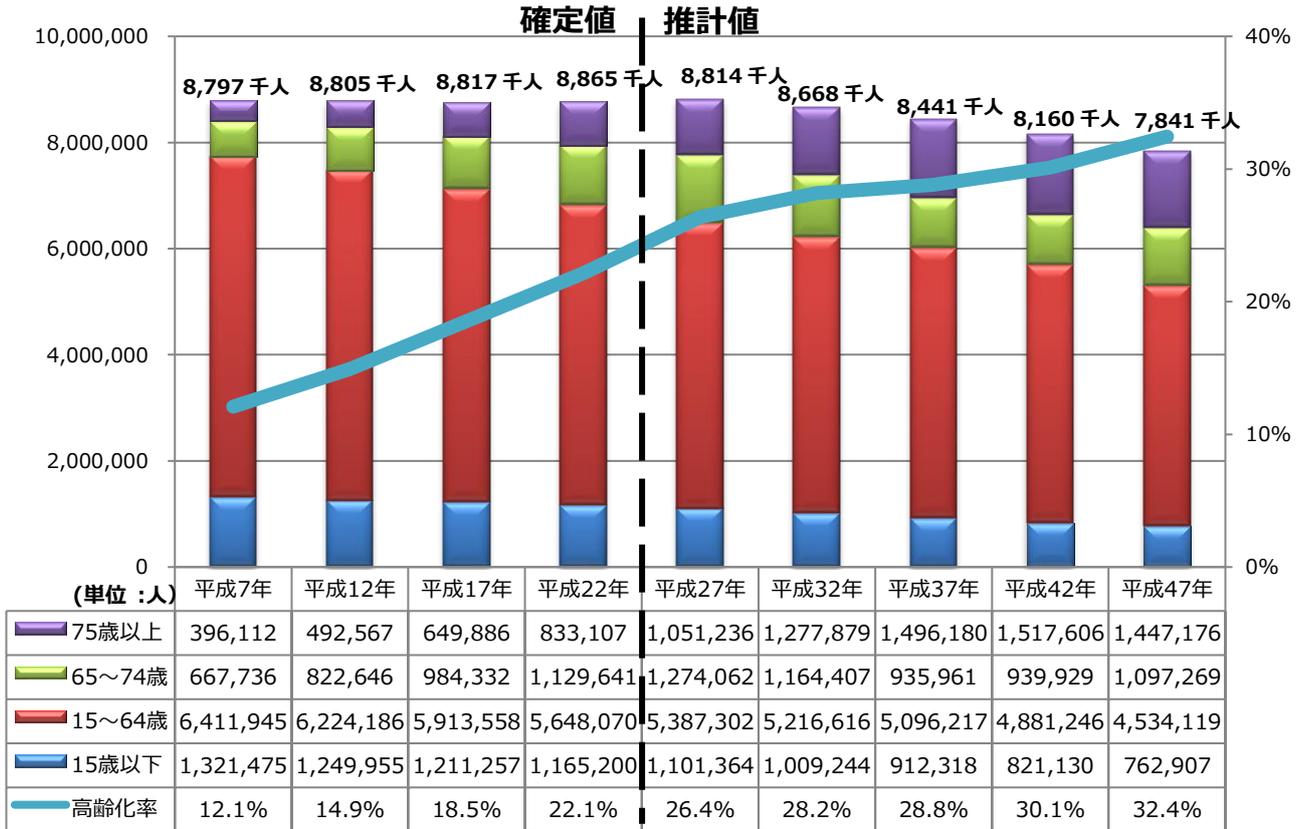
#### (1) 地域福祉を取り巻く状況の変化

##### 《人口・世帯構造の変化》

- ▽ わが国の総人口は、平成20年頃から減少に転じ、高齢化率は、平成25年に25%を超え、今後も人口構造は急ピッチで高齢化すると見込まれています。
- ▽ 大阪府の人口をみると、平成22年の国勢調査では887万人と、平成17年同調査より、約5万人増加しました。以降、総人口は減少期に突入し、高齢者人口は増加が進むと予想されています。

世帯構造では、単独世帯の増加により、1世帯当たりの人員が減少する中で、世帯数は増加を続けています。平成22年では、一般世帯のうち36%が単独世帯（うち約3割が高齢者）です。今後、未婚者の増加や超高齢化の進展により、単独世帯、高齢世帯、高齢単独世帯とも増加すると見込まれます。
- ▽ わが国は、人口減少と超高齢社会という経験のない現実に直面しています。特に、大阪府は都市部を中心に、核家族化や単独世帯の増加により、家庭・地域の相互扶助機能、地域コミュニティ機能の希薄化が課題となっています。

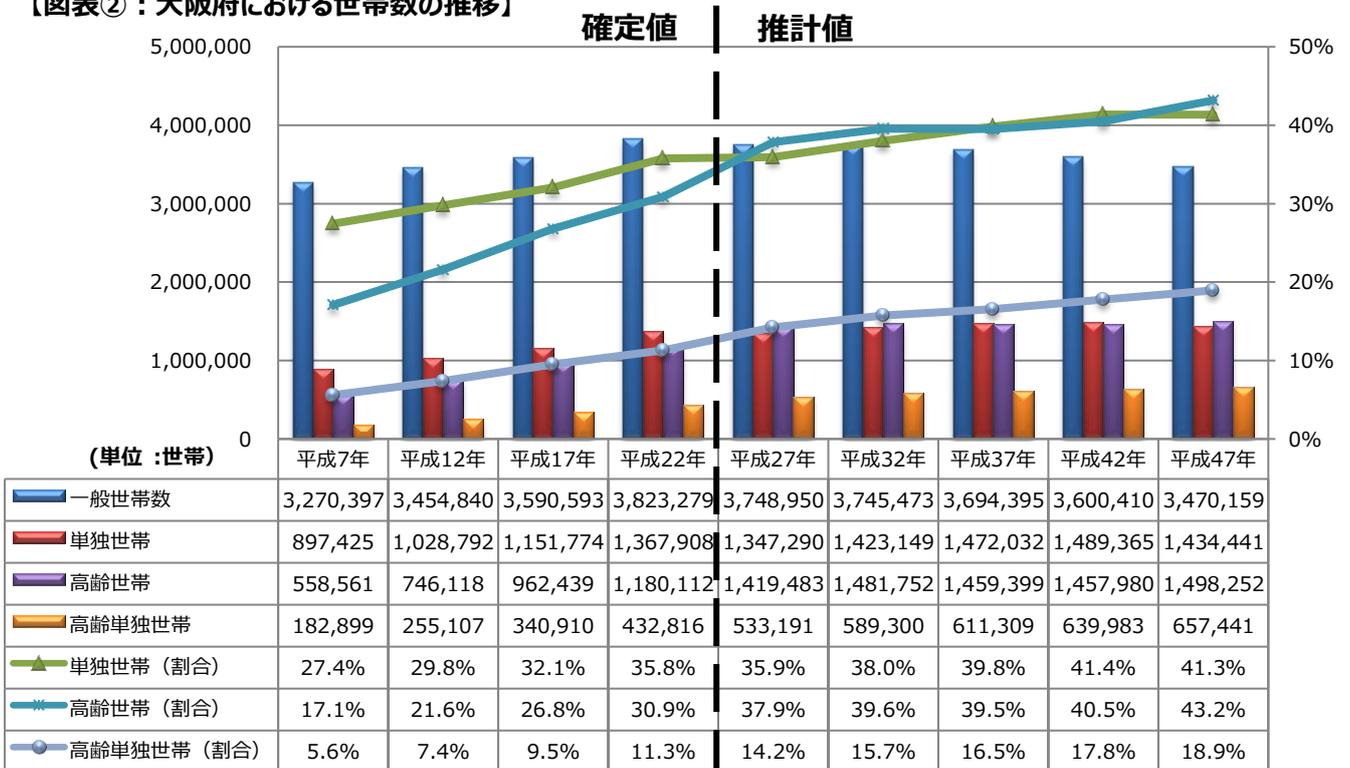
【図表①：大阪府における人口の推移】



注) 確定値の総数には「不詳」を含むため、内訳を合計しても総数に一致しない。

【出典：総務省「国勢調査」、大阪府「大阪府人口減少社会白書」(H26.3改訂版)より引用】

【図表②：大阪府における世帯数の推移】



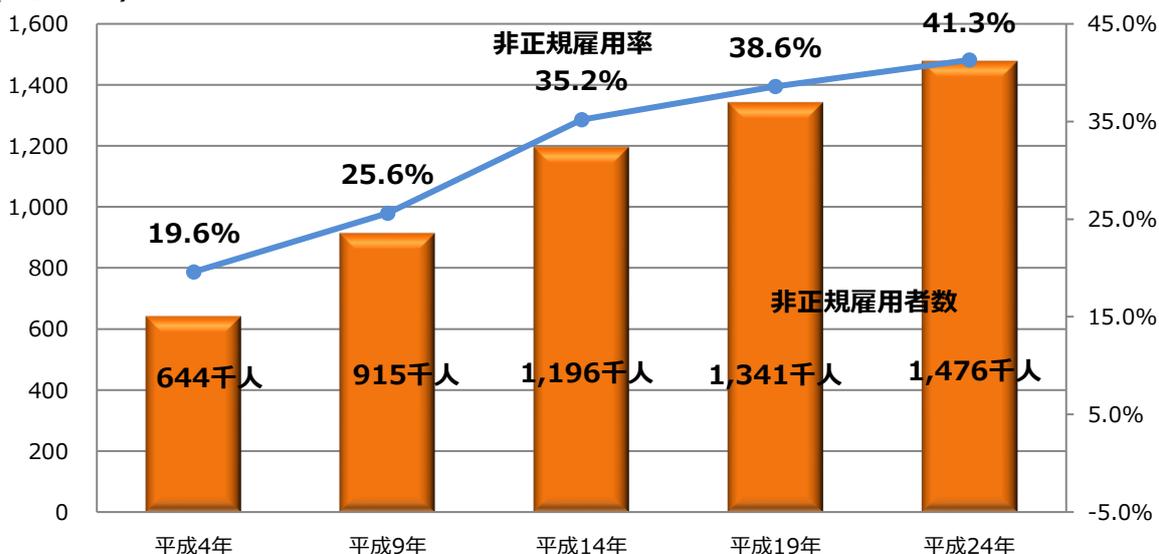
【出典：総務省「国勢調査」、大阪府「大阪府人口減少社会白書」(H26.3改訂版)より引用】

## 《経済・雇用情勢の影響》

▽ 平成20年のリーマン・ショックによる経済情勢の悪化に伴い、失業者や非正規労働者、就職困難者が増加しています。大阪府においても、企業倒産の増加や海外移転を含む企業流出等により経済環境は冷え込み、失業率の上昇や非正規雇用の増加等が顕著にみられるようになりました。

【図表③：大阪府の非正規雇用者数と非正規雇用率の推移】

(単位：千人)



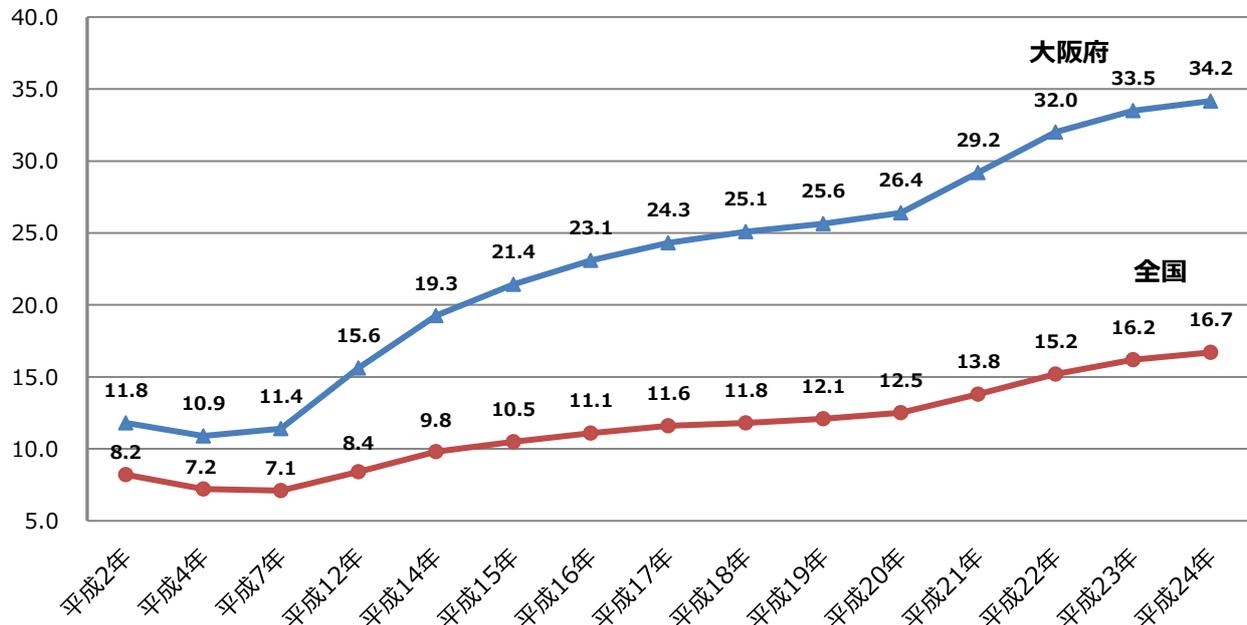
[出典：総務省「就業構造基本調査」より引用]

▽ 現在、わが国経済は回復基調を取り戻しつつありますが、デフレ克服と景気回復はなお不透明で、依然、府内中小企業は、消費税増税や円安に伴う原材料高など、厳しい経営課題を抱えています。

▽ こうした経済・雇用情勢の中で、いわゆるワーキング・プアや生活困窮者問題が深刻化しています。また、大阪の生活保護率は、全国平均より突出して高くなっています。特に、稼働年齢層の受給が増加傾向にあり、近い将来、生活保護に陥る可能性のある人も相当数に上ると考えられます。加えて、子どもの貧困、高校中退の増加や不登校の高止まりなど、複合的な課題を抱える状況となっています。

【図表④：生活保護率の推移（大阪府/全国）】

(単位：%)



[出典：大阪府福祉部地域福祉推進室社会援護課調べ]

### 《東日本大震災等の大規模災害の発生》

- ▽ 東日本大震災では、犠牲者の過半数を65歳以上の高齢者が占め、障がい者の犠牲者の割合についても、健常者と比較して2倍程度に上ったと推計されています。ここ数年、多発する局地的な豪雨や土砂災害等においても、こうした被災傾向が共通してみられます。
- ▽ 高齢者や障がい者は、自力で避難行動をとることが困難なケースも多く、こうした避難行動要支援者に対する支援の強化は急務となっています。東日本大震災等の教訓も踏まえ、平成25年6月には、災害対策基本法が改正され関係規定が整備されたところですが、今後の大規模な自然災害等に備え、地域防災力の向上を図るためにも、市町村等の関係機関による避難支援体制の構築が喫緊の課題となっています。

## (2) 計画策定の基本視点

第3期大阪府地域福祉支援計画は、以上のような地域福祉を取り巻く状況の変化を踏まえ、第2期計画の「地域福祉のセーフティネットの構築」等の方向性を承継しつつ、要援護者の新たな生活・福祉ニーズに対応するとともに、引き続き、市町

村の取組み等を支援するため、以下の基本視点に沿って、施策の体系化と取組みの重点化を図ります。

### 《多様な主体の参画とパートナーシップ ～「福祉協働」の推進～》

- ◇ 地域福祉の推進にあたっては、公民の多様な主体が参画し、イコール・パートナー（対等な関係で行う協力や提携）として役割分担と連携を図ることにより、地域の実情に応じた必要な福祉サービスの提供を図ることができます。
  
- ◇ 一層の地域住民の参画はもとより、NPO 法人、社会起業家、株式会社等の新しい担い手など、“多様な主体の参画とパートナーシップによる、地域ぐるみの多彩な福祉活動＝「福祉協働」”を推進します。

### 《都市特有の福祉・生活課題への対応 ～「狭間」の解消と「分野連携」～》

- ◇ 都市部では、急速に進む高齢化や、単独世帯の増加等による地域コミュニティの希薄化、リーマン・ショック後の経済・就労環境の悪化等により、要援護者は様々な福祉・生活課題を抱えています。
  
- ◇ これら都市特有の課題や経済情勢等の影響により、ますます多様化する福祉ニーズに応えるため、福祉の側面はもちろん、あらゆる角度から地域社会の「狭間」にある課題を的確に発見、解消する仕組みづくりが求められています。また、高齢者、障がい者、子ども、経済的困窮者など、従来の縦割り施策の「分野連携」による支援機能の一体化・総合化をめざします。

### 《「分権社会」をリードする地域福祉の推進》

- ◇ 法令による義務付け、枠付けの見直しや、国や都道府県から市町村への権限移譲など、地方分権改革が進められています。福祉分野においても、介護保険関連の指定基準の条例委任など、地域の実情に沿った、ニア・イズ・ベターの取組みが進んでいます。地域・市町村がその自主性と創造性を高め、より積極的な参画のもと、分権社会をリードする地域福祉の創造をめざします（市町村優先の原則）。
  
- ◇ 大阪府は、広域自治体として、これまでのノウハウ・実績等を活かし、広域的・専門的な福祉・生活課題の解決や、市町村共通の環境整備等の総合調整（トータルコーディネート）に努めます。

## 2. 計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第 108 条の規定に基づく都道府県地域福祉支援計画として策定するものであり、広域的・専門的見地から、府域の地域福祉の水準を高めるための指針です。

本計画では、府と市町村がそれぞれの役割を果たしつつ、相互連携の関係を構築し、市町村が取り組む地域福祉の支援に関する事項を一体的に定めます。

また、大阪府高齢者計画 2015、第 4 次大阪府障がい者計画、大阪府子ども総合計画等の分野別計画や就労支援・教育・医療施策等との連携強化を図ることにより、社会福祉を目的とする全分野での取組みを促進する横断的・総合的な指針として、地域福祉のセーフティネット構築等を定めます。

## 3. 計画の目標

第 1 章で提示した地域福祉の理念、そして、大阪における地域福祉の現状・課題等を踏まえ、本計画の目標は、以下のとおりとします。

- ◇ **誰もが困ったときに身近なところで支援を受けられる地域社会**
- ◇ **地域のつながりの中で、ともに支え、ともに生きる地域社会**
- ◇ **あらゆる主体の協働により福祉活動が実践されている地域社会**

## 4. 計画の期間

本計画の計画期間は、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間とします。

なお、府域における地域福祉を取り巻く状況変化や国の動向等を踏まえ、中間年である平成 29 年度に本計画の点検・見直しを実施します。

## 第3章 地域福祉の推進方策

---

### 1. 地域福祉施策の方向性

計画目標の実現に向けて、次の4つの方向性に沿って重点的に取り組み、具体的な施策展開を図ります。

- (1) 地域福祉のセーフティネットを拡げ、強くする
- (2) 地域福祉を担う多様な人づくりをすすめる
- (3) 地域の生活と福祉を支える基盤を強化する
- (4) 市町村の自主性・創造性を育み、その取組みを積極的にサポートする

### 2. 地域福祉を推進する具体的施策

#### (1) 地域福祉のセーフティネットを拡げ、強くする

--- [重点取組み] -----

- ① 地域福祉のコーディネーター（CSW等）の協働
- ② 「大阪方式」の生活困窮者自立支援システムの構築
- ③ 大規模災害時等における避難行動要支援者に対する支援体制の充実
- ④ 分野別計画（高齢者・障がい者・子ども）等との連携の促進

◇ 誰もが安心して暮らすことのできる地域社会を形成するためには、地域における「見守り・発見・つながりのネットワーク」の構築が重要です。福祉・生活課題を抱える要援護者が住み慣れた地域で安心して暮らすためには、多様な主体による声かけや見守りから、様々な相談（生活・就労・教育・人権関連等）やつながり、インフォーマルサービスとフォーマルサービス、行政措置まで、様々な支援を最適に組み合わせることで、誰もが安心して暮らすことのできる地域社会を形成することが求められます。

そのため、大阪府では、ネットワークを「日常生活圏域（※）」「サービス圏域（※）」「市町村域」「都道府県域」といった4つの圏域に区分け、地域福祉のセーフティネットを構築することで、要援護者の早期発見と適切な支援に取り組んでまいりました。

◇ 「日常生活圏域（※）」では、主に小学校区を単位とした最も身近な支援体制として、地域住民、民生委員・児童委員、校区福祉委員（※）等による見守り等の活動を行っています。これに加え、中学校区を単位とした「サービス圏域（※）」では、

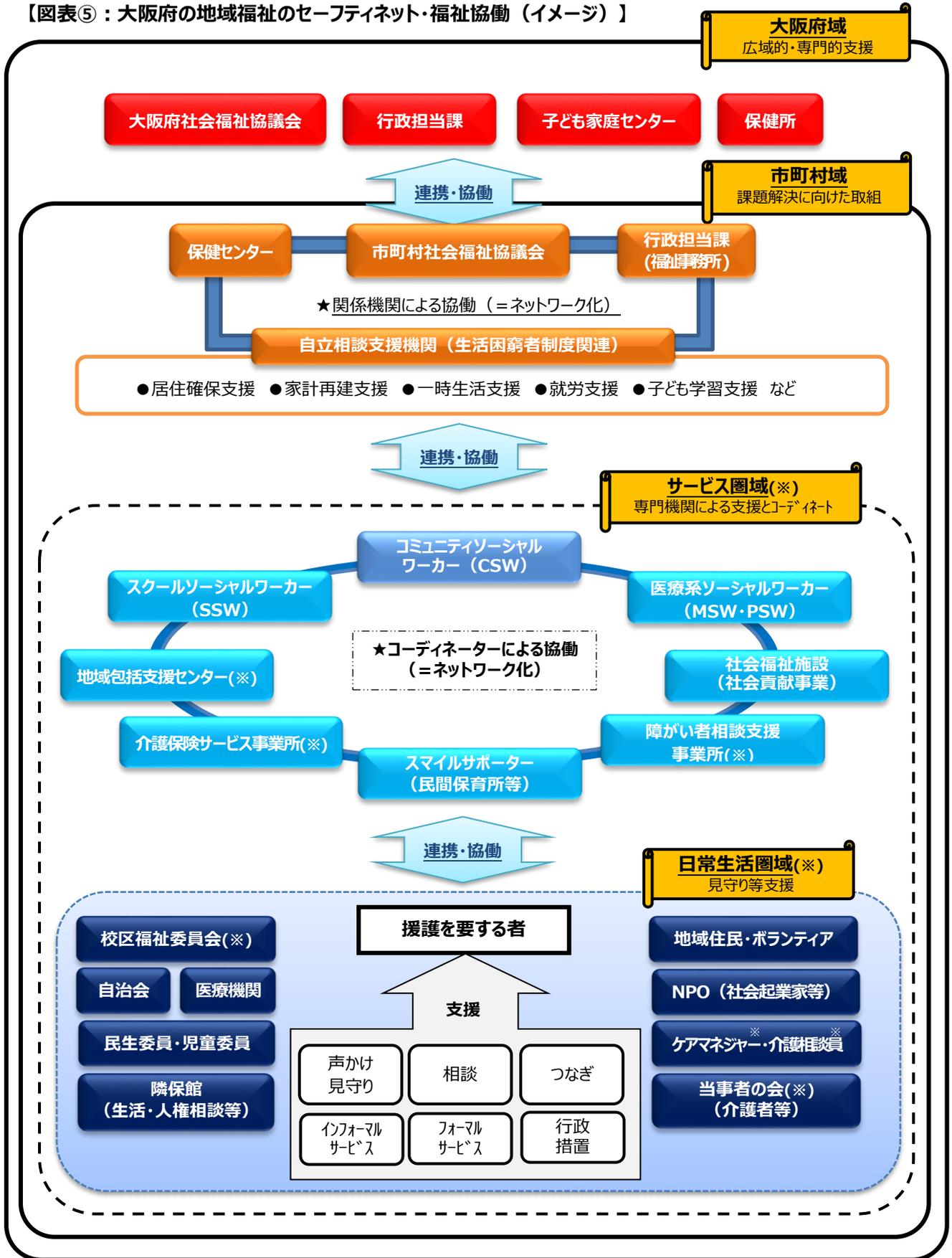
CSW、地域包括支援センター（※）等の専門機関が配置・整備されており、一層の連携により、地域の実情に応じたサービス提供が求められています。

また、「市町村域」や「都道府県域」では、行政機関や社会福祉協議会等が広域的・専門的な観点から、高齢者・障がい者・子育て支援等の各分野の要援護者のサポートを実施してきました。

- ◇ こうした取組みの充実に加えて、CSW と教育現場や医療施設、隣保館等に配置されている各種コーディネーター間の相互連携、高齢者、障がい者、子ども等それぞれの施策とも連動しながら、分野横断的な支援機能の一体化を図るとともに、いわゆる「制度の狭間」の要援護者への支援を強化することが重要となっています。
- ◇ 一方、リーマン・ショック後の経済情勢の悪化により、経済的な困窮状態に陥る人が増加しました。平成 27 年 4 月から、「生活困窮者自立支援法」に基づく自立に向けた各種制度が始まりますが、これを実効性あるものとするためには、実施主体である福祉事務所設置自治体をはじめ、多様な主体が積極的に参画し、パートナーシップを組むことで、要援護者の把握と適性に応じた支援策を提供することが求められます。
- ◇ また、東日本大震災等の大規模な災害等を契機に、住民主体の自主防災活動や災害ボランティアへの積極的な参加など、地域防災力を高めるための取組みが、全国各地で進んでいます。地域の一人ひとりが、「自らの命、地域は自らで守る」との防災・減災意識をさらに高め、大規模災害等に備えることが重要です。

地域福祉の分野においても、民生委員・児童委員など住民に身近な支援者が、市町村の関係機関や自主防災組織とネットワークを組み、地域防災に関する情報共有や啓発活動等の日常的な取組みを進めるとともに、災害発生時には、緊密な連携により要援護者の避難支援に円滑かつ迅速に取り組むことが課題となっています。
- ◇ 以上のような地域防災への対応を含めて、地域の福祉・生活課題は複雑化・多様化しています。CSW をはじめコーディネーターの役割も専門分化が進む中で、多様な主体の参画とパートナーシップによる、地域ぐるみの多彩な福祉活動＝福祉協働を推進し、要援護者に対する最適なサービスの提供と地域福祉のセーフティネットの充実を図っていくことが求められています。

【図表⑤：大阪府の地域福祉のセーフティネット・福祉協働（イメージ）】



[出典：大阪府福祉部地域福祉推進室地域福祉課作成]

## ①地域福祉のコーディネーター（CSW 等）の協働

### 《現状と課題》

- ▽ 大阪府では、全国に先駆けて、複数の福祉・生活課題や支援制度の狭間といった既存サービスでは対応困難な課題解決に取り組むため、主に中学校区を単位としてCSWの配置促進に重点的に取り組んできました。現在、府内37市町村（政令市・中核市を除く）、209の中学校区に145人を配置し、要援護者に対する個別支援や解決のシステム開発等を進めています。CSWの取り組みは、民生委員・児童委員や地域住民による見守り・声かけ訪問等の支え合い活動（小地域ネットワーク活動推進事業）と相まって、地域社会に着実に根付きつつあります。
- ▽ また、CSW以外にも地域福祉のコーディネーターとして、小・中学校の児童・生徒が抱える課題を福祉的アプローチによって解決支援する「スクールソーシャルワーカー（以下「SSW」という。）」や、医療施設に配置され、退院後の社会復帰支援を行う「医療系ソーシャルワーカー（以下「MSW・PSW」という。）」、地域の子育て家庭の相談活動等に取り組む「スマイルサポーター（地域貢献支援員）」が、それぞれの活動領域で地域福祉の推進に取り組んでいます。

【図表⑥：各コーディネーターの役割等】

	業務内容
CSW	●地域住民等からの相談に応じ、専門的な福祉課題の解決に向けた取り組みや住民活動の調整を行うとともに、行政の施策立案に向けた提言（地域住民主体の見守り・支え合い体制の構築など公民協働で福祉課題の解決を図るための提言）等を行う地域福祉のコーディネーターの役割を担う者（H26年度配置人数：145名）
SSW	●問題を抱えた児童生徒に対し、福祉的視点から児童生徒が置かれた環境へ働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用するなど、多様な支援方法を用いて課題解決を図る者（H26年度配置人数：33名）
MSW	●保健医療機関において、社会福祉の立場から患者やその家族の方々の抱える経済的・心理的・社会的問題の解決、調整を援助し、社会復帰の促進を図る業務を行う者。医療ソーシャルワーカー（Medical Social Worker）。
PSW	●精神科病院に入院した患者が退院するまでに発生する問題や、その家族が抱える様々な社会生活上の問題を解決し、社会復帰できるように援助する者。精神保健福祉士等の精神科ソーシャルワーカー（Psychiatric Social Worker）。
スマイルサポーター	●子育て支援の充実や地域の関係機関との連携強化を図り、児童・地域福祉の向上に貢献するため、民間保育所等において、地域の子育て家庭に加え、高齢者や障がい者等に関する相談活動を行う者として、大阪府社会福祉協議会主催の研修を修了し大阪府知事の認定を受けた者（平成26年度：約1,400名（累計））

[出典：大阪府福祉部地域福祉推進室地域福祉課作成]

- ▽ 誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことのできる地域社会づくりのためには、これらコーディネーターがその専門性とノウハウを活かし、要援護者の福祉・生活課題の解決のため協働していくことが重要です。しかし現状では、各コーディネーターの連携は十分とは言えず、地域密着型のCSWを連携の要として、SSW、MSW・PSW、スマイルサポーター等との協働体制と一体的な支援サービスの提供が求められます。また、平成27年4月より、介護保険法の改正を受けて、高齢者の生活を地域で支える仕組みづくりとして、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）（※）の配置を推進しており、各コーディネーターとの連携が求められています。
- ▽ 各コーディネーターの協働による支援を効率的・効果的に推進するためには、日頃から関係者間で、要援護者に関する情報を共有することが重要です。しかし、個人情報保護の観点から、つなぐべき機関への情報提供や共有が容易でないケースもあり、関係者間における情報共有に関するルールづくりが課題となっています。
- ▽ 今後、増加が危惧される地域課題として、高齢者の孤立死があげられます。これまでも、CSWや民生委員・児童委員、地域包括支援センター（※）等の連携により対応してきましたが、今後、高齢単独世帯の更なる増加が見込まれる中で、各コーディネーター等の一層の連携による「地域の見守り・発見力」の向上など、地域福祉のセーフティネットの強化を進めることが、改めて重要な課題となっています。

### 《第3期計画における具体的取組み》

- ▼ 地域福祉のセーフティネットの核であるCSWの配置促進に努め、「見守り・発見・つながりのネットワーク」の強化を図ります。
- ▼ 地域密着型のCSWを中心に、SSW、MSW・PSW、スマイルサポーター等の各コーディネーターの協働体制づくりのための具体的な方策について、庁内関係部局や市町村、関係機関とともに検討を進め、子育て・教育・医療・介護等の分野を横断した支援施策の総合化に取り組みます。
- ▼ 介護保険法では、市町村が策定する介護保険事業計画において、医療との連携に重点的に取り組む方向性が示されています。医療・保健・介護の連携強化に向けて、医療機関・保健所、市町村の地域包括支援センター（保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員）（※）、CSW、MSW・PSWが、日常的な情報共有とチーム・カンファレンス（※）等の一体支援が可能となるよう、地域包括ケアのシステムづくりを促進します。

また、生活支援コーディネーター（※）の配置促進に向けて、その養成を図るとともに、CSW 等との連携により高齢者の生活ニーズへのきめ細かな対応に取り組みます。

- ▼ コーディネーターの連絡協議会等を活用し、各制度・支援内容の周知・PR など、普及啓発活動を行います。また、専門情報や支援ノウハウ等の共有が図られるよう、事例研究等のワークショップの開催等を進めます。現在、大阪府で実施している CSW と SSW の事例検討等の場の拡充を図ります。
- ▼ 要援護者情報の共有化による効果的な支援サービスを提供するため、個人情報の保護と利用のバランスを十分に考慮し、市町村や関係者間で情報共有できるよう個人情報保護制度の取扱いなど、そのルール化の促進に取り組むとともに、コーディネーター等に対しては、個人情報保護に関する研修実施等を通じて啓発を図ります。  
また、「社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）（※）」については、平成 28 年 1 月から、社会保障・税・災害対策の行政手続きで利用が始まりますが、利用者サービスの向上と個人情報の適切な管理等に努めます。
- ▼ 生活困窮者の自立支援など新しい福祉・生活課題や、ICT（情報通信技術）の活用による支援手法の多様化に対応するため、CSW 等のコーディネーターが、ソーシャルワークの専門的な知識など、幅広い知識を習得できるよう、基礎研修、スキルアップ研修等を行い、資質向上を図ります。
- ▼ 孤立死を防止するため、CSW や民生委員・児童委員、地域包括支援センター（※）等との連携強化によるワンストップ窓口の整備の検討や、地域の見守り・発見機能の強化のため、地域住民をはじめ、新聞配達や電気・水道・ガス等のライフライン関連の事業者との連携した新たな体制づくりを検討します。

### 《数値目標》

	数値目標	現在の取組状況	平成 29 年度目標	平成 31 年度目標
①	CSW 配置人数 (全中学校区に 1 名配置)	145 名	177 名	209 名 (全中学校区)

## ②「大阪方式」の生活困窮者自立支援システムの構築

### 《現状と課題》

▽ 平成 27 年 4 月、生活困窮者自立支援法が施行されます。これは、生活保護に至る前の自立支援策の強化を図るとともに、生活保護から脱却した人が再び生活保護に頼ることのないよう、あらゆる取組みで支援する、いわゆる“制度の狭間”をなくす、新たな地域福祉政策の体系構築をめざす法律です。

▽ 同法では、支援策として、自立相談支援から就労訓練までの 7 つの法定事業に取り組むことを規定しています。実施手法は様々であり、福祉事務所設置自治体が直営で取り組む場合や、社会福祉法人や NPO 法人等へ委託する場合など、地域の実情を踏まえ、多様な主体の連携による施策推進が求められています。

【図表⑦：7つの法定事業】

法定事業	概要	国庫負担等
①自立相談支援事業	● 就労その他の自立に関する相談事業、事業利用のためのプラン作成等（必須）	▶ 国庫負担 3/4
②住居確保給付金	● 離職により住宅を失った生活困窮者等に対し家賃相当を支給（必須）	
③就労準備支援事業	● 就労に必要な訓練を日常生活自立・社会生活自立段階から有期で実施（任意）	▶ 国庫補助 2/3
④一時生活支援事業	● 住居のない生活困窮者に対して一定期間宿泊場所や衣食の提供等を実施（任意）	
⑤家計相談支援事業	● 家計に関する相談、家計管理に関する指導、貸付のあっせん等を実施（任意）	▶ 国庫補助 1/2
⑥学習支援事業 その他事業	● 生活困窮家庭での養育相談や子どもの学習支援等を実施（任意）	
⑦就労訓練事業の認定 (いわゆる「中期的就労」)	● 就労機会の提供を行うとともに、就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練等を行う事業を実施する場合、その申請に基づき、事業認定を実施（都道府県等）	—

[出典：「社会福祉法人の「さらなる地域貢献」とこれからの生活困窮者自立支援のあり方検討部会」報告書（H26.9）より引用]

▽ 大阪の実情をデータでみると、全国で最も高い生活保護率（平成 26 年 4 月現在 3.4%）となっています。また、全国平均を上回る非正規労働者やいわゆるニートの増加など、生活困窮者を生み出す要因が複合的に存在しています。加えて、高校中退者や引きこもりも顕著となっており、学習支援とともに、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されない、貧困の連鎖を断ち切る環境整備が重要となっています。

【図表⑧：大阪の実情（データ）】

要因	高校中退率 (%) [H24]	ニート (千人) [H24]	引きこもり (千人) [H22 推計]	非正規労働者 (千人) [H24]	生活福祉資金 (件) [H24]	生活保護率 (%) [H26.4]
大阪/全国	2.1/1.6	43/617	50/700	1,476/20,427	4,041/28,504	3.4/1.7

[出典：「社会福祉法人の「さらなる地域貢献」とこれからの生活困窮者自立支援のあり方検討部会」報告書（H26.9）より抜粋]

▽ 大阪府では、これまでから全ての市町村で「地域就労支援センター」による就職困難者の就労支援（平成 14 年度～）、大阪府社会福祉協議会（以下「府社協」という。）・老人施設部会を中心に総合生活相談や経済的援助支援を行う「生活困窮者レスキュー事業（平成 16 年度～）」など、独自の取組みを進めてきました。また、隣保館等において、生活上の様々な課題等に対応する相談事業を展開してきました。

生活困窮者自立支援法の施行後においても、市町村や社会福祉法人等の福祉サービス

の供給主体が、その支援実績と蓄積された人材・ノウハウを活かし、さらなる地域貢献の観点から、生活困窮者等の自立支援に取り組んでいくことが求められます。

【図表⑨：大阪府域におけるこれまでの取組み（実績）】

大阪の独自施策	主な実績
①CSW 配置[H16～]	<ul style="list-style-type: none"> <li>●CSW（*）配置数：145 名（H26 年度）</li> <li>●交付額：約 4.9 億円（H25 年度）</li> <li>●相談件数：約 9.7 万件（H25 年度）</li> </ul> （*）大阪府地域福祉・子育て支援交付金を活用して市町村が配置するコーディネーター。
②生活困窮者への総合生活相談事業等[H16～]	<ul style="list-style-type: none"> <li>●施設に常駐する CSW（*）：約 700 名 ●社会貢献支援員：20 名</li> <li>●経済的援助：29,479 千円、503 件</li> <li>●スマイルサポーター数（累計）：約 1,400 名（以上、H25 年度）</li> </ul> （*）各老人福祉施設が配置するコーディネーター。
③行政の福祉化(※)[H11～]	<ul style="list-style-type: none"> <li>●総合評価一般競争入札制度：対象施設数 93 箇所、雇用状況 421 名</li> </ul> （以上、H24 年度末）
④おおさかパーソナル・サポートプロジェクト(※)[H23～H24]	<ul style="list-style-type: none"> <li>●パーソナル・サポーター46 名 ●新規相談件数 2,434 件、就労体験者 4,616 人</li> <li>●協力事業所数 56 拠点</li> </ul>
⑤地域就労支援事業(※)[H14～]	<ul style="list-style-type: none"> <li>●相談者数 6,451 名 ●就労者数 1,912 名 ●相談件数 22,451 件</li> </ul> （以上、H25 年度末）

[出典：「社会福祉法人の「さらなる地域貢献」とこれからの生活困窮者自立支援のあり方検討部会」報告書（H26.9）を加工して作成]

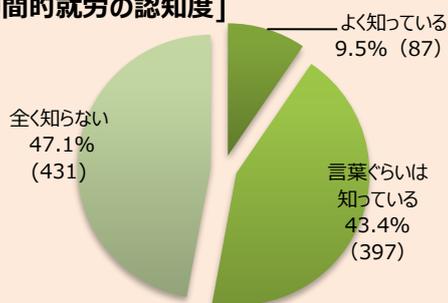
▽ 国では、同法の本格施行に向けて、各自治体において円滑な事業遂行が可能となるよう、平成 25 年度からモデル事業を推進しています（平成 25 年度；府内 6 自治体、平成 26 年度；府内 15 自治体で実施）。

大阪府においても、就労訓練事業（いわゆる中間的就労）の場を確保するモデル事業の一環として、府内社会福祉法人や民間事業所等（1,500 事業所）に対して、就労訓練事業に係る意向調査等を実施しました。その結果、受入体制面の問題や適した作業を探すことが難しいなど、実施面での課題も明らかになりました。また、大阪府が実施主体となる町村を対象に、自立相談支援、就労準備支援、家計相談支援に係るモデル事業を実施するなど、本格施行に向けて課題等の洗い出しを行っています。

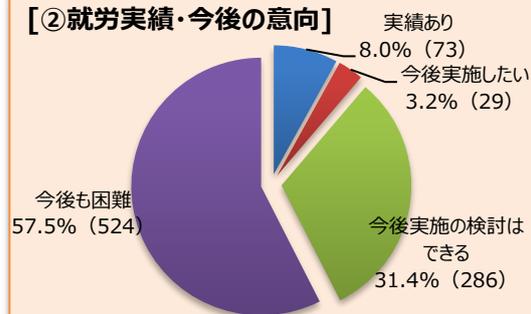
【図表⑩：中間的就労推進（生活困窮者自立促進支援モデル事業）に係る意向調査（概要）】

- 実施期間：H25.11.29～H25.12.13
- 対象事業所：大阪府内（政令市・中核市除く）1,500 事業所  
（社会福祉法人 800 件、営利法人 337 件、NPO 法人 350 件、消費生活協同組合 13 件）
- 回収率：61.5%（923 事業所）

【①中間的就労の認知度】



【②就労実績・今後の意向】



【③課題（前向き事業所）】

◇「今後実施したい」と回答した事業所が考える課題

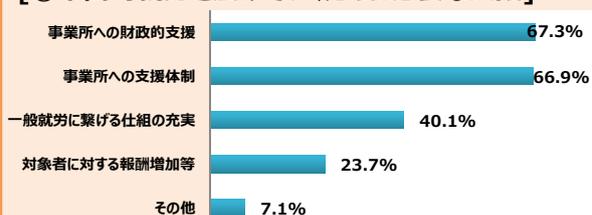
- ①受入形態が決まっていない（59.1%）
  - ②就労支援担当者が決まっていない（50.0%）
  - ③事業所内部での意見調整等（45.5%）
  - ④作業内容が決まっていない（40.9%）
- ※「今後実施の検討はできる」と回答した事業所も似た傾向にある

【④課題（実施困難な事業所）】

◇「今後も困難」と回答した事業所が考える課題

- ①就労支援担当者の配置等受入体制がとれない（59.6%）
- ②適した作業がない（55.1%）
- ③実施するための財源捻出が困難（34.4%）
- ④もう少し状況を見てから検討したい（22.5%）

【⑤中間的就労を広げていくために必要な支援】



【▼中間的就労とは】

- ◇中間的就労は、直ちに一般就労を目指すことが困難な方に対して行う、支援付きの就労等のこと。
- ◇社会福祉法人、NPO法人、営利法人等の自主事業として実施される。
- ◇受入形態として、非雇用型（雇用契約を締結せず、訓練として就労を体験）と支援付雇用型（雇用契約を締結する支援付きの就労）がある。

[出典：「社会福祉法人の「さらなる地域貢献」とこれからの生活困窮者自立支援のあり方検討部会」報告書（H26.9）より抜粋]

### 《第3期計画における具体的取組み》

- ▼ 大阪の就労環境等の実情を踏まえ、社会福祉法人や市町村等の地域福祉の各主体の連携により、“自立相談支援から職業的自立まで一気通貫（大阪方式）”に取り組む「生活困窮者自立支援システム」の構築をめざします。
- ▼ 大阪方式の推進にあたっては、福祉協働の観点から、各主体がつながり、それぞれの人材や施設機能、ノウハウ等の資源が一体的に活用されるよう、大阪府がトータルコーディネーター（総合調整）機能を果たすとともに、国制度等に関する情報提供や事業運営への助言・サポートを行います。また、福祉事務所設置自治体に対しては、要援護者の適性に応じて多様な支援策を用意しておく必要があることから、法律で規定する任意事業等に関する運営アドバイス等にも取り組んでいきます。

【図表①：大阪方式における生活困窮者の定義】 \*法定（①）に限定せず、大阪の実情に沿い幅広くとらえます

①	現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人 （＝生活困窮者自立支援法第2条第1項）
②	経済的な問題をはじめ、社会的孤立や家族の問題など複合的な問題を抱えており、これまでの対象者や分野ごとの仕組みだけでは対応が困難な状況にある人
③	生活困窮状態に陥るおそれのある人、又は、陥っている人 （高校中退者、ニート、引きこもり、非正規労働者、生活福祉資金利用者、ホームレス、生活保護受給者等）

[出典：「社会福祉法人の「さらなる地域貢献」とこれからの生活困窮者自立支援のあり方検討部会」報告書（H26.9）より抜粋]

- ▼ 自立相談支援事業においては、CSWによる見守り・発見・つながりの相談窓口や隣保館等において実施してきた相談事業など、これまで取り組んできた実績やノウハウ等を活かしながら、相談機能のネットワーク化を促進します。
- ▼ 貧困がもたらす子どもたちの問題について、福祉事務所設置自治体等における学習支援事業やSSWの充実、生活困窮に陥る保護者の就労支援など、貧困が世代を超えて連鎖することがないよう必要な環境改善を促進します。
- ▼ 社会福祉法人においては、前述の生活困窮者レスキュー事業等による総合生活相談や経済的援助に先駆的に取り組んでいる実績を活かし、就労訓練事業の実施体制の整備促進を図ります。また、NPO法人や民間企業等の事業所の参画を促進するため、就労訓練事業の制度周知や成果の広報・PRを進めます。

- ▼ 福祉事務所設置自治体において、地域の実情に応じた支援メニューの充実を図ることができるよう支援します。また、大阪府が実施主体となる町村を対象に、大阪府において、自立相談支援をはじめ法に規定された事業を実施し、大阪の実情を加味した効果的・効率的な制度構築に取り組みます。

【図表⑫：生活困窮者自立支援制度における各主体による取組み状況】 ◎新規 ○拡充 △継続 ◆その他

		社会福祉法人	市町村(*1)	市町村社協	府社協	非営利法人	民間企業	大阪府(*2)
1	自立相談支援関連	○総合相談窓口等 [H27.4]	◎自立相談支援 [H27.4]	△各種相談	△地域福祉コーディネーター研修 [H16～]	△各種相談	◆支援プラン作成等	◎自立相談事業 [H27.4]
2	住居確保支援関連	○住宅確保支援 [H27.4]	◎住居確保給付金 [H27.4]	-	-	-	-	◎住居確保給付金 [H27.4]
3	就労準備支援関連	○就職活動支援 [H27.4]	◎就労準備支援 [H27.4]	◎就労自立支援 [H27.4]	◎就労準備支援 [H27.4]	△自立生活支援等	◆就労準備支援	◎就労準備支援 [H27.4]
4	一時生活支援関連	○経済的援助 [H27.4]	△一時生活支援 [H27.4]	△各種貸付制度受付窓口(一時生活支援関連)	△生活福祉資金貸付制度(一時生活支援関連) [S30～]	△各種シェルターの設置	◆空き部屋等を開放(一時宿泊、シェルター)	△一時生活支援
5	家計相談支援関連	○家計相談支援 [H27.4]	◎家計相談支援 [H27.4]	△各種貸付制度受付窓口(4以外) ◎家計指導相談 [H27.4]	△生活福祉資金貸付制度(4以外) [S30～] ◎家計相談支援 [H27.4]	△生活再生貸付事業	◆金融教育等	○家計相談支援 [H27.4]

6	学習支援 関連	○就学・ 学習支援 [H27.4]	◎学習支 援 [H27.4]	△無料学習 の支援	◎学習支 援 [H27.4]	△学習支 援（家庭 教師派遣 等）	◆学習支 援（自社 教材の活 用等）	○学習支 援 [H27.4]
7	就労訓練 関連	○就労訓 練 [H27.4]	◎就労訓 練 [H27.4] △地域就 労支援 C 等	◎就労訓練 [H27.4]	◎就労訓 練 [H27.4]	△就労訓 練	◆就労訓 練（コミュ ニティカ フェ等）	◎中間的 就労認定 等 [H27.4]
8	職業的自 立	○直接雇 用等 [H27.4]	△地域就 労支援 C 等	◎直接雇用 等 [H27.4]	◎直接雇 用等 [H27.4]	△各種講 座等実施 等	◆各種講 座実施、 直接雇用 等	○要支援 者と企業マ チゲ等 [H27.4]

\*1：生活困窮者自立支援法に基づく実施主体は福祉事務所設置自治体。府域の福祉事務所設置自治体は 43 市町村のうち、

34 市町及び大阪府。

\*2：府は福祉事務所未設置自治体における事業実施主体としての役割をはじめ、各主体の取組み等のサポート役を担う。  
[出典：「社会福祉法入りのどなる地域貢献とこれからの生活困窮者自立支援のあり方検討部会」報告書（H26.9）より引用]

## 《数値目標》

	具体的な数値目標	現在の取組状況	平成 29 年度目標	平成 31 年度目標
②	任意事業実施自治体数（*） （全 35 福祉事務所設置自治体）	—	30	35

（\*）7つの法定事業のうち、2 必須事業及び就労訓練事業の認定を除く計 4 事業全てを実施する自治体数を記載。

## ③大規模災害時等における避難行動要支援者に対する支援体制の充実

### 《現状と課題》

- ▽ 大阪府では、市町村での災害時要援護者の避難支援に関する取組みが進むよう、平成 19 年、「災害時要援護者支援プラン作成指針」を作成するとともに、市町村へ「支援プラン」を策定するよう働きかけてきました。その結果、平成 25 年 4 月 1 日時点において府内全 43 市町村が策定したところです。
- ▽ その後、平成 26 年 4 月、改正災害対策基本法が施行され、大規模な災害時等において、自力での避難が難しい高齢者や障がい者等（避難行動要支援者）の円滑かつ迅速な避難確保を図るための「避難行動要支援者名簿」の作成が、市町村に義務付けられるなど、東日本大震災等の教訓を踏まえ、より一層、実効性のある避難行動要支援者支援体制の構築に向け、関係規定の改正が図られたところです（法第 49 条の 10～第 49 条の 13）。

- ▽ 今後、市町村においては、法改正の趣旨に則り、避難行動要支援者の支援策に係る全体的な考え方を整理した「避難行動要支援者支援プラン（全体計画）」を策定するとともに、法律上、義務付けられた名簿作成に取り組むことが求められています。

### 《第3期計画における具体的取組み》

- ▼ 大阪府では、想定される南海トラフ巨大地震等の大規模災害時等に避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難確保を図ることができるよう、関係部局が連携し、市町村の先進的取組み事例等を盛り込んだ「避難行動要支援者支援プラン作成指針」を作成し、市町村における「避難行動要支援者支援プラン（全体計画）」及び「避難行動要支援者名簿」の作成促進に取り組めます。その際、避難支援等関係者の確保、本人同意の取得や名簿情報の管理などに関して、市町村が地域住民や避難行動要支援者の理解のもと適切な措置が講じられるよう、必要に応じて助言や情報提供等のサポートを行います。
- ▼ また、民生委員・児童委員や各コーディネーター等をはじめとする各主体による日頃からの「見守り・発見・つなぐ」等の取組みを通じて、避難行動要支援者の把握に努めるなど、情報・コミュニケーションの交流促進を図り、災害時における避難支援体制を充実します。

### 《数値目標》

	具体的な数値目標	現在の取組状況	平成 29 年度目標	平成 31 年度目標
③	避難行動要支援者支援プランの策定及び避難行動要支援者名簿を作成する市町村数	5	43	43

## ④分野別計画（高齢者・障がい者・子ども）等との連携の促進

### 《現状と課題》

- ▽ 高齢者・障がい者・子ども・生活困窮者など、福祉分野を取り巻く関連法制が改正・施行の時期を迎えています。このような国の動きを踏まえ、平成 27 年度、大阪府の行政計画についても、改訂を行っています。

これら分野別計画については、地域福祉の総合的な推進の観点に立ち、施策相互の連携性を高めることにより、複雑・多様化する要援護者の生活課題や福祉ニーズに対応していくことが求められています。

### 《第3期計画における具体的取組み》

- ▼ 高齢者・障がい者・子ども・生活困窮者等に係る分野別計画における取組みについて、地域福祉の総合的な推進を図る観点から、施策情報の共有や一体的な支援サービス提供など連携性を高め、分野横断の取組みや制度の狭間の解消に努めます。
- ▼ 市町村における分野別計画についても、地域福祉の核となるCSWや地域包括支援センター（※）等の活動をはじめ、子育て・教育・医療・就労などの関連施策・支援機関・コーディネーター等の連携強化を盛り込むなど、総合的な取組みを促進します。

## (2) 地域福祉を担う多様な人づくりをすすめる

### [重点取組み]

- ① 民生委員・児童委員が活動しやすい環境づくり
- ② 多様なボランティアの参加促進・機会創出
- ③ 福祉・介護を支える専門人材の確保

- ◇ 地域福祉の推進にあたっては、地域住民はもとより、民生委員・児童委員をはじめ、ボランティア団体、NPO 法人、社会起業家、社会福祉法人、民間企業など、公民の多様な主体が参画し、イコール・パートナー（対等の関係で行う協力や提携）として福祉協働に取り組むことが必要です。これら地域福祉を担う多様な人づくりと、活動しやすい環境づくりを進めることが、地域の実情や要援護者のニーズに寄り添った温かい福祉サービスを提供するうえで重要です。
- ◇ 福祉施設等の現場においては、医療と介護の連携など多様化・専門化するニーズに応じたサービスの提供が求められており、福祉・介護を担う専門人材の養成・確保が課題となっています。

それぞれの職種に応じた専門知識やスキルを磨きながら、施設入所者への支援に取り組むとともに、地域へのアウトリーチ（※）により、「施設から地域へ」その活動範囲を拡げることで、民生委員・児童委員や CSW など多様なコーディネーターとともに、要援護者の生活と安心を支えていくことも重要です。
- ◇ もとより、地域福祉の原動力は、地域住民一人ひとりが福祉に対する正しい理解と認識のもと、地域住民が自ら考え、自ら活動することです。

子どもから高齢者まで地域住民の誰もが、身近なボランティアや NPO 法人等の地域貢献活動への参加意識を高め、多様なボランティア人材としていきいきと活動できる環境づくりを進めていくことが必要です。

### ① 民生委員・児童委員が活動しやすい環境づくり

#### 《現状と課題》

- ▽ 民生委員・児童委員は、地域住民の身近な生活相談や助言、福祉サービス情報の提供など、要援護者が必要な福祉サービスを得ることができるよう関係機関へつなぎを行うなど、地域住民にとって、「顔の見える」最も身近な支援者です。

- ▽ 現在、府域（政令市・中核市除く）で 5,650 人が民生委員法に基づき委嘱を受け（平成 27 年 2 月現在）、地域活動に取り組んでいますが、職務内容の重要性、多様・複雑化、専門化に伴い、委嘱委員の負担感や高齢化も相まって、不足する傾向にあり、新たな担い手を確保することが課題となっています。
- ▽ 昨今、増加する高齢者の孤立死や児童虐待の問題、引きこもり、DV（ドメスティックバイオレンス）、生活困窮者等の福祉・生活課題が増加しています。民生委員・児童委員には、従来の支援活動に加えて、こうした新たな課題に対応するため、高い専門知識や技術・ノウハウの習得が重要となっており、効率的・効果的な研修を行うことが求められます。
- ▽ また、都市部における大規模マンションのセキュリティや個人のプライバシーの問題、自治組織の脆弱性により、民生委員・児童委員が容易に立ち入れず、要援護者の見守り活動等に支障が生じているケースが出ています。こうした傾向は新興住宅街にもみられ、都市的課題としての対応が問われています。

【図表⑬：民生委員・児童委員の定数と委嘱者数】

	定数(人)	委嘱者数(人)	委嘱率(%)	備考
平成 21 年 12 月	6,780	6,646	98.02	
平成 22 年 12 月	6,852	6,535	95.37	一斉改選（平成 22 年 12 月）
平成 23 年 12 月	6,852	6,683	97.53	
平成 24 年 12 月 ※各年度最終の委嘱者数	6,279	6,135	97.71	豊中市が中核市へ移行
平成 26 年 2 月	6,342	6,069	95.70	一斉改選（平成 25 年 12 月）
平成 27 年 2 月	5,809	5,650	97.26	枚方市が中核市へ移行

[出典：大阪府福祉部地域福祉推進室地域福祉課調べ]

### 《第 3 期計画における具体的取組み》

- ▼ 民生委員・児童委員がさらに活動しやすい環境づくりに向けて、市町村と連携を図りながら、その役割や活動内容の積極的な PR を行うなど、広報・啓発を進めるとともに、若い世代等、新たな担い手の確保に努めます。
- ▼ 新たな福祉・生活課題への対応や災害時の要援護者への円滑な支援等を図るため、民生委員・児童委員の資質向上、役割の明確化、幅広い知識の習得等のための研修内容の充実を図ります。

- ▼ 民生委員・児童委員が、身近な支援者として福祉・生活課題の発見と、相談・見守り・援助を、一層、的確に行うことができるよう、市町村とともに、CSW や地域包括支援センター（※）等の関係機関とのネットワークづくりを促進します。
- ▼ 都市部の大規模マンション入居者への対応など、都市的な居住環境・ライフスタイルに伴って生じる支援活動の制約要因や課題を整理し、その解決方策と委員活動のあり方等について検討を進めます。

## ②多様なボランティアの参加促進・機会創出

### 《現状と課題》

- ▽ 地域では、民生委員・児童委員や校区福祉委員（※）等とともに、地域住民や企業が、多様なボランティア活動に参加しています。大阪府では、こうしたボランティア活動や地域貢献を行う NPO 法人や企業等との活動の振興を図る取組みをはじめ、判断能力が十分でない認知症高齢者等の身上監護（※）や財産管理を地域住民が担う市民後見人の養成を、市町村や市町村社会福祉協議会（以下「市町村社協」という。）とともに支援してきました。

いきいきサロン活動や世代間交流事業等に取り組む小地域ネットワーク活動等を通じて、住民活動の活性化と担い手の拡大等への支援を進めています。

- ▽ 特に、地域の福祉・生活課題を、ビジネス的手法により解決する NPO 法人や社会起業家への支援として、社会起業家ファンド事業を実施し、平成 25 年度までのおよそ 10 年間、のべ 59 団体に対して事業化助成を実施しました。
- ▽ こうした NPO 法人や民間企業による福祉活動への参画や地域貢献は、従来の地域福祉の担い手への良い意味でのインパクトとなり、その連携を促すことで、大きな相乗効果をもたらすことが期待されます。

【図表⑭：社会起業家への助成件数と助成額】

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	合計
スタート助成 (件)	9	6	13	6	5	5	2	5	3	54
ステップアップ 助成(件)	-	-	-	-	2	0	1	1	1	5
合計(件)	9	6	13	6	7	5	3	6	4	59
助成金額 (千円)	8,500	2,941	6,500	3,000	3,100	2,500	1,300	2,800	1,800	32,441

[出典：大阪府福祉部地域福祉推進室地域福祉課調べ]

- ▽ 健康な長寿社会の形成に向けての重要な施策分野である、介護予防事業についても、地域性・自主性を活かした市町村の取組みには、地域のボランティアや NPO 法人・企業等の参画が欠かせません。

こうした新たな福祉・生活課題、要援護者ニーズに応じて、多様な主体・ボランティアが参画することは、これまでの見守りや助け合い等の互助の向上にもつながる好循環を生み出すことが期待されます。

また、支援を受けながら社会への参画をめざす人など、要援護者の個性や状況に応じ、ボランティアの担い手としての機会を提供していくことも求められています。

- ▽ 大規模災害発生時、被災者の様々な支援ニーズにきめ細かく対応できる人材の確保が必要不可欠です。大阪府では、府社協と連携し、災害時に円滑な支援活動が可能となるよう、災害ボランティア登録制度を進めてきました。

### 《第3期計画における具体的取組み》

- ▼ 府社協や市町村社協と連携し、福祉・ボランティアに関するニーズや取組み状況等のきめ細かな情報提供を行い、地域における福祉活動への参加促進や交流の機会拡大、災害ボランティアの登録者数増加に向けた取組み推進、権利擁護の担い手である市民後見人の養成に努めます。
- ▼ こうしたボランティア体験や交流活動の推進、地域課題に応じた養成研修等を通じて、地域に根付いたボランティアの養成に係る取組みを促進します。
- ▼ 新たな活動に取り組む社会起業家等の活動について、ホームページ等を活用し、より広く周知・啓発を行うことにより、関係団体や他のNPO法人等との連携と交流を促し、福祉サービスの向上と拡大に努めます。
- ▼ ボランティア等への周知・啓発を行うことにより、福祉協働への参加を促進するとともに、質の向上を図るため、研修等を行うことを促進します。
- ▼ 要援護者の状況に応じた支援を通じて、ボランティアへの参画機会の創出を促進します。
- ▼ 小・中学校や高等学校において、福祉に関する学習や福祉施設への訪問による体験学習など、福祉・ボランティア教育を推進するとともに、初任者研修における社会体験活動等を通じて、福祉教育に携わる教員の資質向上を促進します。

### 《数値目標》

	具体的な数値目標	現在の取組状況	平成29年度目標	平成31年度目標
④	福祉関連 NPO 法人数	2,019 (平成26年3月現在)	2,210	2,360

### ③福祉・介護を支える専門人材の確保

#### 《現状と課題》

▽ 超高齢社会の進展とともに福祉・介護ニーズが増加し、地域包括ケアシステム（※）の構築が求められる中で、府社協に設置されている大阪社会福祉研修センターや財団法人大阪府地域福祉推進財団等との連携により、福祉・介護人材の養成・確保に取り組んでいます。

併せて、福祉に携わる市町村職員や市町村社協職員、施設職員等に対する各種の研修に取り組んでいます。

▽ また、大阪福祉人材支援センターの運営を通じて、人材の掘り起こしや無料職業紹介、民間・社会福祉施設合同の求人説明会を開催するなど、公民連携で福祉・介護従事者の養成・確保を図っています。

【図表⑮：府における福祉・介護従事者養成・確保のための取組み】

事業名	事業概要	H25 年度実績
他分野からの離職者等を対象とした取組み		
潜在的有資格者等再就業促進事業	●他分野からの離職者で福祉・介護分野に関心のある方に対して、施設・事業所において職場体験を実施	●職場体験者 960 名
福祉・介護人材マッチング機能強化事業	●大阪福祉人材支援センターにキャリア支援専門員を配置し、専門員が事業所や養成施設等を個別訪問することで求人・求職者双方のニーズを詳細に把握し、人材の円滑な参入を促進	●合同面接会・就職フェア参加者 4,926 名
福祉・介護職員の資質向上、職場定着支援		
福祉・介護人材キャリアパス支援事業	●施設、事業所において、適切なキャリアパス、スキルアップにより福祉・介護人材の定着を図るための研修を支援	●研修開催回数 163 回
多様な人材の参入・参画を促進する取組み		
介護福祉士等修学資金貸付事業	●介護福祉士・社会福祉士の養成施設において修学を希望する者に対し、修学資金を貸付、一定期間、福祉の業務に従事することにより返還を免除する事業を大阪府社会福祉協議会において実施	●貸付決定数 199 名

[出典：大阪府福祉部地域福祉推進室地域福祉課作成]

▽ 進展する少子高齢化に加え、団塊の世代が 75 歳以上の後期高齢者に達する平成 37 年度には、大阪府内において概ね 20 万人以上（推計値）の福祉・介護人材が必要になると見込まれます。

今後、労働力人口の減少が進む中で、福祉・介護職への理解促進や処遇改善、雇用のミスマッチの改善など、福祉・介護職の計画的・継続的な確保と定着に向けての取組みが重要です。

- ▽ 一方、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」の制定を受けて、都道府県に地域医療介護総合確保基金（※）が創設され、介護分野（平成 27 年度）においても、福祉・介護人材の育成・確保等への基金活用が打ち出されており、こうした財源も有効活用し、質の高い人材を安定的に確保することが求められています。
- ▽ 福祉施設が地域福祉の担い手として、施設で働く専門人材とともに、地域へアウトリーチ（※）し、多様な主体と連携のもと、地域課題に取り組むことが求められています。

### 《第 3 期計画における具体的取組み》

- ▼ 福祉・介護従事者の質の確保・向上を図るため、市町村や府社協等と公民連携を図りながら、地域包括ケアシステム（※）の構築に向け、新たな地域課題等に対応できるよう、養成研修の開催や、職場への定着支援・モチベーションの向上のためのキャリアパスの設定やスキルアップ研修等の推進を図ります。
- ▼ 地域医療介護総合確保基金（※）を活用し、地域包括ケアシステム（※）の構築とそれを支える質の高い人材の確保・養成に向けた取組みを進めます。
- ▼ 福祉・介護職への理解と関心を高め、将来の専門人材の確保を図るため、小・中学校・高等学校等の教育機関との連携を図り、福祉に関する学習機会の提供や、福祉施設への訪問実習などの取組みを促進します。
- ▼ 市町村や府社協等と連携しながら、福祉施設での職場実習やインターンシップ体験の促進等を通じて、雇用のミスマッチの解消に取り組めます。
- ▼ 大阪福祉人材支援センター、ハローワークや福祉・介護施設等との連携による就職説明会の開催等を通じて、新卒者等の若い世代の就職や、出産・子育てにより退職した女性等（潜在的有資格者）の再就職が進むよう取り組めます。
- ▼ 福祉施設で働く職員が、それぞれの職種に応じた専門知識やスキルを活かし、多様な主体と連携を図りながら、要援護者の安心を支える取組みを促進します。

### 《数値目標》

	具体的な数値目標	現在の取組状況	平成 29 年度目標
⑤	福祉・介護人材の確保	—	17 万 4 千人 (*)

(\*) 厚生労働省推計ツールによる仮試算値。今後、市町村介護保険計画における数値の精査により、変動する可能性があります。

### (3) 地域の生活と福祉を支える基盤を強化する

#### [重点取組み]

- ① 社会福祉協議会に対する活動支援
- ② 第三者評価等による福祉サービスの質の向上
- ③ 権利擁護事業の推進
- ④ 福祉基金の活用・推進
- ⑤ 地域生活定着支援センターの運営
- ⑥ 安心・安全な福祉のまちづくりの推進
- ⑦ 社会福祉法人及び福祉サービス事業者への適正な指導監査

- ◇ 地域福祉のセーフティネットを拡げ、強くするためには、これまで中核的な役割を担ってきた府社協や市町村社協等が、行政や関係機関との連携のもと、その基盤強化を図りつつ、継続的・安定的に福祉サービスを提供していくことが重要です。
- ◇ 一方、地域における福祉・生活課題は、福祉分野から保健・医療、就労、ライフスタイルやまちづくりまで多岐にわたり、その担い手も福祉サービスの供給主体も多様化しています。多様な主体の相互理解と連携のもと、利用者の保護や権利擁護の推進、第三者評価等による福祉サービスの向上など、利用者本位の仕組みづくりの重要性も増しています。

#### ① 社会福祉協議会に対する活動支援

##### 《現状と課題》

- ▽ 社会福祉協議会は、住民主体の理念のもと、地域の人々が住み慣れたまちで安心して生活することのできる「福祉と共生のまちづくり」の実現をめざし、様々な福祉・生活課題の解決に取り組んでいます。地域の実情に応じた福祉サービスの提供や相談活動、ボランティアや住民活動のネットワークづくり、福祉教育の推進など、地域福祉を推進する中核的な役割を担っています。

▽ 府社協では、市町村社協や社会福祉施設、民生委員・児童委員等の関係機関との組織連携のもと、広域的な観点から府域における福祉サービス水準の確保と地域福祉力の向上に取り組んでいます。

大阪府とは車の両輪の関係にあり、府全域にわたる福祉ニーズや生活課題に関する情報を共有しながら、地域福祉のセーフティネットづくりに向けて、効果的・効率的な諸事業を企画・実施してきたところです。

▽ 市町村社協では、市町村や福祉施設、校区福祉委員（※）、地域住民との連携のもと、地域課題の把握と解決に取り組んでいます。特に、地域貢献委員会（※）の設置により、社会福祉施設の協働による福祉活動のさらなる推進や、地域住民による声かけ・見守り等の助け合い活動として定着してきた小地域ネットワーク活動については、その担い手の拡大も含めて、各地域における活動の拡がり期待されます。

▽ 新たな福祉・生活課題として、生活困窮者自立支援制度（平成 27 年 4 月実施）や医療と介護の提供体制の改革（平成 26 年 10 月より順次実施）に基づく施策推進が課題となっていますが、府全域において要援護者支援が円滑に行われるよう、府社協、市町村社協と連携した取組みが求められます。

### 《第 3 期計画における具体的取組み》

▼ 府社協が関係機関とのネットワークにより把握する府域の福祉・生活課題等を踏まえ、効果的な施策検討を行うとともに、その推進に向けた広域的・専門的な活動等に対して助成等のサポートを行います。

▼ 生活困窮者自立支援制度や医療と介護の提供体制の改革など、新たな国制度に基づく施策推進については、府全域において要援護者支援が円滑に行われるよう、府社協、市町村社協、市町村等の適切な役割分担のもと、協働で取り組みます。

▼ 市町村社協における地域貢献委員会（※）の設置促進を通じて、社会福祉施設の有効活用や災害時の要援護者支援、地域の交流など「福祉と共生のまちづくり」が一層、進むよう、府社協や市町村とともに支援します。

▼ 市町村社協による地域の実情に応じた福祉サービスの提供や相談事業、小地域ネットワーク活動などにより、要援護者をこぼれ落ちることなく見守り・発見・つなぐ地域福祉力の強化を促進します。

### 《数値目標》

	具体的な数値目標	現在の取組状況	平成 29 年度目標	平成 31 年度目標
--	----------	---------	------------	------------

6	地域貢献委員会(※)を設置している市町村社会福祉協議会数	24 市町村社協 (政令市除く)	全市町村 (政令市除く)	全市町村 (政令市除く)
---	------------------------------	---------------------	-----------------	-----------------

## ②第三者評価等による福祉サービスの質の向上

### 《現状と課題》

- ▽ 利用者保護、利用者本位の仕組みづくりを構築するためには、事業者が提供する福祉サービスの第三者評価を推進するとともに、利用者等から福祉サービスへの苦情解決制度の充実が必要です。
- ▽ 福祉サービス第三者評価は、公正・中立な第三者評価機関（府 16 機関）が専門的かつ客観的な立場から、社会福祉事業に取り組む事業者（社会福祉法人、NPO 法人、民間企業等）が提供する福祉サービスの質の評価を行うものです。
- ▽ 公益性・非営利性を有する社会福祉法人については、永続的、安定的に社会福祉事業を行う特別法人として、全法人の受審が期待されているところですが、費用負担や評価機関の質のばらつき等を理由に、受審が進んでいない状況です。
- ▽ 今後、受審促進を図るため、推進組織である大阪府が関係機関等と連携のもと、評価制度の周知・啓発や、評価機関や評価調査者に対する研修等の充実を図ることが課題となっています。

【図表⑯：福祉サービス第三者評価事業の受審実績（H27.2 月末現在）】 （単位：施設・事業所）

公表年度	分野	高齢	障がい	児童(*1)	その他(*2)	計
平成 17 年度		4	0	4	1	9
平成 18 年度		6	2	22	1	31
平成 19 年度		24	3	47	2	76
平成 20 年度		21	4	24	1	50
平成 21 年度		18	2	20	1	41
平成 22 年度		16	14	50	0	80
平成 23 年度		15	7	26	0	48
平成 24 年度		28	9	30	5	72
平成 25 年度		16	17	35	3	71
平成 26 年度		12	7	57	1	77

計	160	65	315	15	555
---	-----	----	-----	----	-----

[出典：大阪府福祉部地域福祉推進室地域福祉課調べ]

- ▽ なお、社会的養護を必要とする子ども等が入所する社会的養護関係施設（児童養護施設・乳児院・情緒障がい児短期治療施設・児童自立支援施設・母子生活支援施設）については、平成 24 年度から 3 年に 1 回の受審が義務化されたことを受け、府域に立地する全 63 施設の受審を進めています。

【図表⑰：府域における社会的養護関係施設の受審状況（H26.3 月末現在）】

年度	受審実績・予定（件）
*1：平成 24 年度から平成 26 年度の社会的養護関係施設等（児童養護施設、乳児院、情緒障がい児短期治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、年度リーホーム及び自立援助ホーム）の受審は、全国社会福祉協議会において実施しており、「児童」分野平成 26 年度	24
*2：高齢・障がい・児童福祉分野以外の福祉サービス（婦人保護施設・救護施設等）	37
合計	63

(\*) 受審予定の施設数

[出典：大阪府福祉部地域福祉推進室地域福祉課調べ]

- ▽ 一方、福祉サービスの質の向上を図るためには、利用者自らが享受した福祉サービスに対し意見・評価を行う体制整備が必要です。そのため、事業者において、苦情解決体制を整備し、事業所内に第三者委員（※）を設置することが求められています。しかしながら、第三者委員（※）については、費用負担等の課題から設置が進んでいない状況です。今後、その必要性について、事業者への制度周知・啓発を進め、設置促進を図ることが重要です。

【図表⑱：第三者委員（※）の設置件数、割合】

	施設総数	第三者委員設置施設数	設置率
全国	48,250	28,855	59.8%
大阪府	2,334	1,265	54.2%

[出典：厚生労働省社会福祉施設等調査（平成 24 年度）より引用]

- ▽ また、事業所において解決困難な苦情等の事案については、府社協内に運営適正化委員会が設置されています。同委員会においては、苦情解決に携わる施設職員に対する研修会の開催や優れた事例紹介の広報等を通じて、苦情解決体制・機能の充実を図っています。

【図表⑱：苦情解決の相談件数】

苦情の対象分野	苦情受付件数	苦情の内容							
		サービスの内容 (職員の接遇)	サービスの質や量	利用料	説明や情報提供不十分	被害(ケガ)・損害(物損盗難)	権利侵害(暴力・暴言)	契約関係	その他
高齢者	177	32	109	3	5	7	5	6	10
障がい者	727	134	101	32	38	61	69	103	189
児童	132	32	18	3	1	9	5	30	34
その他	110	26	2	0	1	13	0	20	48
合計	1,146	224	230	38	45	90	79	159	281

[出典：大阪府福祉部地域福祉推進室地域福祉課調べ]

### 《第3期計画における具体的取組み》

- ▼ 福祉サービス第三者評価事業について、推進組織として、評価機関や市町村等の関係機関等と連携のもと、適切かつ円滑な事業運営を行います。
- ▼ 事業者への受審促進を図るため、受審メリット等の制度周知・啓発を一層強化するとともに、効果的なインセンティブの検討を進めます。  
また、利用者に対しても、市町村等の関係機関を通じて、制度周知等を積極的に行います。さらに、利用者が、受審施設の情報を簡単に検索できるよう、WAMNET（独立行政法人福祉医療機構ホームページ）及び大阪府ホームページを活用した情報提供を行います。
- ▼ 評価結果の信頼性を確保するため、大阪府地域福祉推進審議会福祉サービス第三者評価事業推進分科会の意見を踏まえ、必要に応じ、評価基準等の見直し等を進めます。
- ▼ 多様化する福祉サービス事業者の評価への対応や評価機関のばらつきを解消するため、評価調査者への養成研修や継続研修等を充実します。
- ▼ 事業者による苦情解決の体制整備及び第三者委員（※）の設置促進を図るため、府社協とともに、制度の重要性の周知・啓発を行います。また、福祉施設の職員・第三者委員（※）のスキルアップに向けて研修会や事例収集等の取組みを促進します。
- ▼ 運営適正化委員会と市町村、地域包括支援センター（※）、市町村社協等の地域の相談窓口や大阪府国民健康保険団体連合会等の専門相談機関との連携強化を図り、多様化・専門化する苦情事案等の処理の迅速化に努めます。

### 《数値目標》

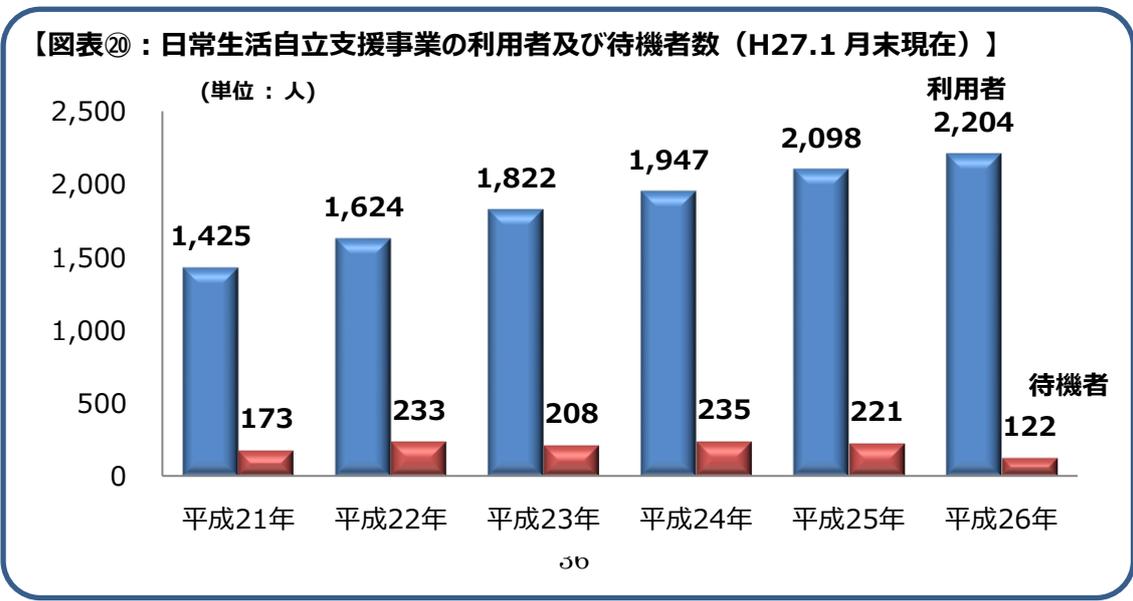
	具体的な数値目標	現在の取組状況	平成29年度目標	平成31年度目標
⑦	第三者評価の受審事業所数	71件 (平成25年度)	年間100件の受審をめざします ●高齢福祉分野	25件

			<ul style="list-style-type: none"> <li>● 障がい福祉分野 15 件</li> <li>● 児童福祉分野 60 件</li> </ul> (社会的養護関係施設等を除く)	
8	施設における 第三者委員設置率	54.2% (平成 24 年度)	90%	100%

### ③権利擁護事業の推進

#### 《現状と課題》

- ▽ 府社協では、認知症・知的障がい・精神障がい等により、判断能力が十分でない方の権利と財産を守るため、大阪後見支援センター(あいあいネット)を設置しています。
- ▽ 同センターでは、権利擁護に係る相談事業や、福祉サービスの利用援助・日常的な金銭管理を行う日常生活自立支援事業を実施しています。
- ▽ 日常生活自立支援事業は、実施主体である府社協が市町村社協へ委託し、その費用を国、大阪府、各市町村が負担する仕組みとなっています。府域の利用者は年々増加傾向にあり、平成 27 年 1 月末現在の利用者は 2,204 名となっています。  
一方、7 市で合計 122 名の待機者が発生しています。専門員の増員や利用者の状態確認を進め、より状況に適した制度(成年後見制度等)への移行・活用等を推進していますが、今後、さらに増加が見込まれる利用者・待機者の解消が事業運営上の課題となっています。



\*「平成 26 年」のみ平成 27 年 1 月末現在。それ以外は、年度末時点。 [出典：大阪後見支援センター調べ]

▽ 認知症高齢者の増加や障がい者の地域生活への移行等に伴い、判断能力が十分でない方の身上監護（※）や財産管理を行う成年後見制度のニーズが高まっています。

これまで、主に家族や弁護士・社会福祉士等の専門職が後見人として要援護者を支えてきましたが、地域社会における制度の安定的な運営を図るため、新たな担い手として、身近な住民によるボランティア精神に立脚した市民後見人の養成が期待されています。

▽ 府域（政令市除く）では、平成 23 年度より市民後見人の養成及びその活動を支える取組みを実施しています。平成 26 年度では、15 市町において市民後見人の養成等を行っており、すべての府民が居住地に影響されることなく、市民後見人のサービスを受けることができるよう、41 市町村の参画をめざしています。

【図表②】：府域（政令市除く）における市民後見人実施団体（新規）・実施団体数・バンク登録者数

年度	市民後見推進事業実施団体（新規）	実施団体数（累計）	バンク登録者数（*）
平成 23 年度	岸和田市（1 市）	1 市	16 名
平成 24 年度	豊中市、高槻市、富田林市、河内長野市、泉南市、 阪南市、忠岡町、岬町（6 市 2 町）	7 市 2 町	39 名
平成 25 年度	池田市、東大阪市、羽曳野市、大阪狭山市（4 市）	11 市 2 町	47 名
平成 26 年度	八尾市、泉佐野市（2 市）	13 市 2 町	37 名

（\*）各年度末時点

[出典：大阪府福祉部地域福祉推進室地域福祉課調べ]

### 《第 3 期計画における具体的取組み》

- ▼ 地域の相談機関において、対応が困難なケースについては、大阪後見支援センターに設置するスーパーバイザー（指導者）が相談に応じることができるよう、その環境整備に努めます。
- ▼ 日常生活自立支援事業における利用者・待機者の増加に対応するため、大阪後見支援センターや市町村、市町村社協等と連携を図り、待機者を解消した市町村等の好事例の研究・普及促進と併せ、成年後見制度への移行など、利用者の状態に適した制度利用の促進を図ります。
- ▼ 日常生活自立支援事業の持続的かつ円滑な運営が可能となるよう、安定的な財源確保や大阪府と市町村の役割分担の明確化等の制度改革を国へ働きかけます。
- ▼ 市民後見人の養成の必要性等について、ブロック別の市町村意見交換会等を実施し、未実施の市町村等に対して積極的な PR を行うことで、事業への参画を働きか

けます。また、政令市とも連携し、オール大阪で市民後見人の養成を進めるなど、広域的運用を図る取組みを促進します。

### 《数値目標》

	具体的な数値目標	現在の取組状況	平成 29 年度目標	平成 31 年度目標
⑨	日常生活自立支援事業の待機者数	221 名 (平成 25 年度末)	待機者ゼロ	待機者ゼロ
⑩	市民後見人養成に参画する市町村数	15 市町 (平成 26 年度)	28 市町村	全市町村

## ④福祉基金の活用・推進

### 《現状と課題》

- ▽ 大阪府福祉基金は、府民からの寄附金等をもとに設置され、その運用益等を財源に様々なボランティア活動や府民の自主的な地域福祉活動等に助成しています。
- ▽ この制度では、障がい者や高齢者、児童などへの支援を行うボランティア団体等が実施する草の根的な活動を支援する「活動費助成」と地域福祉の課題解決に寄与し、モデル的かつ広域的な取組み等を支援する「地域福祉推進助成」の 2 つの助成を行っています。昭和 56 年度の助成開始以来、ボランティアや NPO 法人の活動推進を支援してきたところです。
- ▽ 一方、現在、寄附の減少や低金利により、運用益だけでは賄いきれず、基金を取り崩して事業展開するとともに、助成回数や助成額の見直しを行ってきました。
- ▽ 今後、ますますボランティア活動等への社会的期待が高まる中、福祉基金の寄附を増やすための取組みを検討していく必要があります。

【図表②：福祉基金の助成状況】

	平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
	件数	金額 (千円)	件数	金額 (千円)	件数	金額 (千円)	件数	金額 (千円)
活動費助成	228	41,638	186	32,968	166	29,352	154	27,182
地域福祉推進助成	7	4,316	8	5,121	6	4,757	1	350

合計	235	45,954	194	38,089	172	34,109	155	27,532
----	-----	--------	-----	--------	-----	--------	-----	--------

[出典：大阪府福祉部地域福祉推進室地域福祉課調べ]

【図表②：福祉基金の寄附状況】

	平成 22 年度		平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度	
	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)
合計	134	64,637	113	33,776	80	19,208	79	25,528

[出典：大阪府福祉部地域福祉推進室地域福祉課調べ]

### 《第 3 期計画における具体的取組み》

- ▼ 福祉基金による助成のあり方や手法について検討を進め、より効果的・効率的な制度運営を図ります。
- ▼ 福祉基金を活用した事業の成果を広く府民に PR する等、寄附者や助成対象団体の増加を図るための手法の検討を進めます。

### ⑤地域生活定着支援センターの運営

#### 《現状と課題》

- ▽ 地域生活定着支援センターでは、高齢者や障がい者で福祉的支援を必要とする矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘留所、少年院）退所予定者及び退所者等の社会復帰及び地域生活への定着を支援しています。平成 22 年 7 月に同センターを設置して以来、矯正施設入所中から退所後まで一貫した相談支援を矯正施設や保護観察所等と連携、協働して取り組んでいます。
- ▽ 同センターは、平成 21 年度、国が制度を創設し、平成 23 年度末までに全都道府県に設置することで、広域的支援を行うことが可能となりましたが、支援対象者の大半が帰住地をもたないことから、円滑な事業運営を図るためには、住民に最も身近な市町村や受入施設等への事業の理解と協力を、より一層深めていく必要があります。

#### 《第 3 期計画における具体的な取組み》

- ▼ 市町村や福祉施設等の関係機関等へ、事業目的等を周知し、社会復帰及び地域生活への定着に対する理解と協力の促進を図ります。
- ▼ 大阪保護観察所や府内の矯正施設、更生保護施設等との連絡調整会議や事例研究会等の場を通じて、事業における課題を整理し、解決策について検討を深めます。

## ⑥安心・安全な福祉のまちづくりの推進

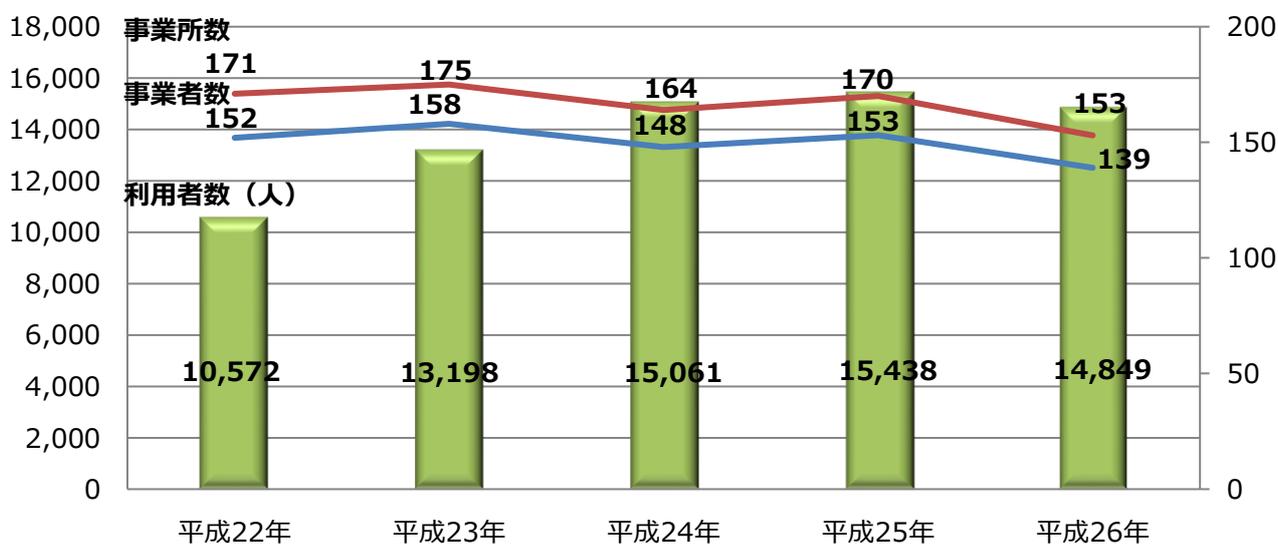
### 《現状と課題》

▽ 高齢者や障がい者等が、安心・安全に暮らすことのできる福祉のまちづくりを実現するため、地域社会における移動・移送手段を確保し、誰もが移動の制約がなく社会参加できる環境整備に取り組むことが重要です。

▽ このため、NPO 法人等により、通院等のための個別運送等の福祉有償運送制度（※）が実施されています。府域に7つの運営協議会が設置され、各地域における需要や必要性等をトータルで勘案のうえ、登録事業者の選定等を行っています。

府内登録事業者（平成26年7月1日現在）は、現在139事業者（153事業所）であり、利用者（平成26年7月1日現在）は14,849人です。

【図表④：福祉有償運送（※）の登録事業者及び利用者数】



[出典：大阪府福祉部地域福祉推進室地域福祉課調べ]

▽ 移動制約者の増加に対応するためには、登録事業者の量的充足と安全性という質的確保を図るとともに、福祉タクシーや移動スーパーなど民間事業者による多様なサービスとも連携を進めることが必要です。

▽ 要援護者の移動の確保とともに、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（通称：バリアフリー法）」及び大阪府福祉のまちづくり条例（※）に基

づく都市施設（※）のバリアフリー化について、事業者の参画のもと、継続的な促進を図ることが必要です。

- ▽ また、市町村や関係機関と連携しながら、公共施設や社会福祉施設等を活用した地域交流の場・居場所づくりを進めること等により、地域のにぎわい・活力・交流が育まれるまちづくりを推進していくことが重要です。
- ▽ なお、国における地方分権の動きとして、第4次一括法では、自家用有償旅客運送（福祉有償運送、過疎地有償運送等）（※）の登録及び監査等の国の事務・権限を希望する市町村や都道府県に移譲する方針が打ち出されています。

### 《第3期計画における具体的取組み》

- ▼ 福祉有償運送制度（※）では、運営協議会の場を通じて、要援護者のニーズを踏まえ、質・量の両面から安定的な事業運営とサービス供給を図ることができるよう、助言等を行うとともに、福祉タクシー等の民間事業者の多様なサービスとの連携促進など、府域における同制度の定着と活性化を支援します。
- ▼ 都市施設（※）等のハードを担当する庁内部局や市町村等と連携を図り、福祉有償運送制度（※）等のソフト施策とも連携しながら、安心・安全な福祉のまちづくりに向けて総合的な施策の推進に取り組みます。
- ▼ 庁内部局や市町村（市町村地域福祉担当課長会議）等との連携を図りながら、地域福祉・子育て支援交付金の活用や府営住宅の空き室を活用した取組み事例の周知を行うなど、公共施設や社会福祉施設等を活用した身近な拠点・居場所づくりに取り組みます。
- ▼ 第4次一括法に係る市町村の権限移譲の意向を速やかに把握し、移譲市町村において、要援護者の移動・移送手段の円滑な確保が図られるよう総合調整を行います。

### 《数値目標》

	具体的な数値目標	現在の取組状況	平成29年度目標	平成31年度目標
⑪	福祉有償運送（※）を利用する会員数	14,849名	16,300名	17,300名

## ⑦社会福祉法人及び福祉サービス事業者への適正な指導監査

### 《現状と課題》

- ▽ 平成 12 年の社会福祉基礎構造改革以降 10 年以上が経過し、措置制度から契約制度への転換、福祉ニーズの多様化や民間企業等を含む経営主体の多元化が進む中で、質の高いサービスを安定的・継続的に提供するためには、各主体の健全な業務・財務運営の確保が求められています。
- ▽ 社会福祉法人や福祉サービス事業者への指導監査業務については、大阪府地方分権改革ビジョン（平成 21 年）や社会福祉法の改正（平成 25 年）により、現在、全市及び 8 町 1 村に権限移譲しています。加えて、障がい福祉サービス事業所や指定居宅サービス等事業者、保育所への指導監査についても権限移譲を進めています。

これら市町村への権限移譲により、地域の実情や要援護者のニーズにあわせた福祉サービスの提供がさらに促進されることが期待されます。

### 《第 3 期計画における具体的取組み》

- ▼ 社会福祉法人や福祉サービス事業者に対し、適正に指導監査を行うとともに、権限移譲した市町村における円滑な業務推進と市町村間の事務に格差が生じないよう、必要に応じた助言・ノウハウ提供等の支援を行います。
- ▼ また、市町村と情報共有等の連携を図り、同時指導監査（並行監査）を実施するなど、指導監査方法に工夫を凝らし社会福祉法人や福祉サービス事業者の適正な事業運営の確保に努めます。
- ▼ なお、国の「規制改革会議（平成 26 年 6 月）」や「社会福祉法人の在り方等に関する検討会（平成 26 年 7 月）」、さらに社会保障審議会福祉部会において、今後の社会福祉法人の在り方検討が進められ、平成 27 年 2 月に社会福祉法人制度改革に係る報告書が取りまとめられました。今後、社会福祉法の改正も予定されており、経営組織の見直しや内部留保の明確化を進めるなど、こうした国の検討動向を十分に踏まえ、関係機関と必要な対応を図ります。

## （４）市町村の自主性・創造性を育み、その取組みを積極的にサポートする

### [重点取組み]

- ① 地域の実情に合わせた施策立案の支援
- ② 市町村地域福祉計画等の策定・改訂支援

- ◇ 住民に最も身近な基礎自治体である市町村は、地域の福祉・生活課題を把握し、主体的かつ創造的に地域福祉を推進していくことが求められています。

このため、市町村においては、社会情勢の変化や地域の特性、要援護者ニーズを踏まえながら、市町村地域福祉計画の策定・改訂に取り組み、総合的・計画的に地域福祉施策の推進を図ることが必要です。

- ◇ 大阪府は、市町村の自主性・創造性を尊重しながら、その取組みを積極的にサポートするとともに、広域的・専門的観点から市町村共通の環境整備など、地域福祉の充実に向けた総合調整（トータルコーディネート）を行います。

## ① 地域の実情に合わせた施策立案の支援

### 《現状と課題》

- ▽ 大阪府では、地域福祉・子育て支援交付金を創設（平成21年度～）し、市町村（政令市・中核市を除く）における自主的・創造的な取組みを財政的に支援しています。
- ▽ 市町村の地域の特性に応じた施策展開や生活困窮者など新たな課題解決に向けた取組みが進むよう、地域福祉施策の先進事例や国・府の施策動向等について、適宜、情報提供を図っています。市町村の施策立案機能の強化を通じて、府全域における地域福祉の水準を高めることが必要となっています。

### 《第3期計画における具体的取組み》

- ▼ 市町村の自主性・創造性を活かした先進的な施策の展開や、市町村地域福祉計画に掲げる目標達成に向けた施策効果の高い取組みについて、大阪府地域福祉・子育て支援交付金の効果的な活用に努めます。
- ▼ 各市町村が自主的に取り組むセーフティネットの構築・充実に係る先進的な事例収集に努め、その情報を市町村へ提供し、施策立案をサポートします。
- ▼ 生活困窮者の自立支援等、新たな地域福祉の取組みについて、実施主体である市町村の取組みに対し、必要に応じて助言・サポートを行います。

## ② 市町村地域福祉計画等の策定・改訂支援

### 《現状と課題》

- ▽ 市町村は社会福祉法に基づき、地域福祉を計画的に推進するための地域福祉計画を策定することが求められています。大阪府では、市町村地域福祉担当課長会議を開催し、市町村への情報提供や意見交換、連絡調整等による計画策定の支援を行っています。その結果、府内全市町村において計画が策定されています。

【図表②⑤：全国策定市区町村数・割合と府域の比較】

	策定済	策定予定/策定未定	策定割合*
大阪府	43 市町村	0	100.0%
全国	1,149 市区町村	575 市区町村	66.0%

\*平成26年3月31日時点の市区町村数から算出（大阪府43市町村、全国1,742市区町村）

[出典：厚生労働省「市町村地域福祉計画策定状況等調査結果」より引用]

- ▽ 生活困窮者の自立支援等の新たな課題についても、地域福祉の充実やまちづくりを進めていく上で重要な施策であることから、市町村の地域福祉計画の中に位置付け、計画的に取り組むことが効果的であり、大阪府では、市町村への周知及び支援を行うことが必要です。

### 《第3期計画における具体的取組み》

- ▼ 市町村に対して、地域福祉の推進に関する施策情報の提供や、生活困窮者の自立支援等の新たな地域福祉の取組み等についての意見交換や連絡調整等を通じて、市町村地域福祉計画の策定・改訂を支援します。
- ▼ 地域福祉計画のPDCAを活用したマネジメントや、新たに生じた福祉・生活課題等の事例研究を促進し、フィードバックすることなどを通じて、より効果的な計画づくりと進捗管理をサポートします。

## 第4章 計画の推進に向けて

---

### 1. 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、地域住民や市町村、民間団体等の多様な主体に対して、広く周知・PRに努めつつ、連携を図りながら、施策展開を進めます。

#### (1) 関係機関の連携によるオール大阪体制

- ◇ 本計画を効果的・効率的に推進していくため、庁内関係部局・室・課で構成する「大阪府地域福祉施策推進会議」の開催等を通じて、緊密な連携を図りながら、具体的取組みを進めます。
- ◇ また、市町村等と連携を図りつつ、本計画や市町村地域福祉計画を着実に推進するため、市町村地域福祉担当課長会議の開催等を通じて、市町村等と地域福祉に関する情報共有や意見交換、地域福祉施策に関する協議、検討を行います。
- ◇ さらに、外部有識者で構成する大阪府地域福祉推進審議会や民間団体、地域住民等の意見を聴きながら、オール大阪体制で本計画を推進します。

#### (2) 必要な財源確保

- ◇ 本計画に基づく具体的取組みを進める上で必要な財源については、厳しい財政状況を勘案し、国庫補助・国庫負担制度や基金の活用等をはじめ、公民協働における取組みや多様な主体におけるネットワーク等のマンパワーの活用など、創意工夫を凝らした手法を検討します。

### 2. 計画の進行管理

毎年、本計画における取組み状況のとりまとめ、管理を行い、大阪府地域福祉推進審議会へ報告を行うとともに、その内容を大阪府ホームページ等で公表します。

なお、とりまとめにおいては、PDCAサイクルをしっかりと回し、点検・評価を行

います。さらに、社会・経済情勢等を踏まえ、必要に応じて、本計画内容を見直します。

[参考] 用語集

用語		解説	掲載頁
ア 行	アウトリーチ	▶手を伸ばす、手を差し伸べること。援助が必要であるにもかかわらず、自発的に申し出をしない人々に対して、公共機関や社会福祉の実施機関等が積極的に働きかけて支援の実現をめざすこと。	23、 28
	おおさかパーソナル・サポートプロジェクト	▶国の緊急雇用対策（H21～）。生活困窮者自立支援法のモデルとなった施策。府域ではH23年度より2年間、府をはじめ、府内市町（H23: 3市、H24: 5市）が参加。 ▶府域では、広域自治体である府と基礎自治体である各市が適切な役割分担と連携により、パーソナル・サポーター等が就労・生活自立に課題のある人たちに対し伴走型支援を実施。	17
	大阪府福祉のまちづくり条例	▶大阪府では、全国に先駆けてH4に本条例を制定。 ▶本条例では、全ての人が自らの意思で自由に移動でき、その個性と能力を発揮して社会に参加できる「福祉のまちづくり」を実現するため、安全で容易に利用できる施設の基準を定めるなど、誰もが出かけやすいまちづくり、使いやすい施設づくりを推進。	38
カ 行	介護相談員	▶介護サービスの提供の場を訪ね、利用者の話を聞き、相談に応じるなどの活動を行い、利用者の疑問や不満、不安の解消を図るとともに、派遣を受けた事業所における介護サービスの質的な向上を図るため、市町村に登録された相談員（H12年度～）。	12
	介護保険サービス事業所	▶介護保険法に基づく、サービス提供事業所として指定を受けている事業所（H12年度～）。 ▶居宅介護支援、訪問介護、訪問看護、通所介護、介護保険施設（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設）、短期入所生活介護等を提供する事業所をいう。	12
	行政の福祉化	▶府政のあらゆる分野において福祉の視点から総点検し、施策の創意工夫や改善を通じて「障がい者」「母子家庭の母」「高齢者」等の雇用・就労機会を創出し自立を支援する大阪府独自の取り組み（H11年度～）。 ▶例えば、府有施設の清掃業務を知的障がい者等の就労訓練場所として提供する取り組み（H11年度～）や、清掃業務発注の際に障がい者や就職困難者の雇用などを評価項目として盛り込んだ「総合評価一般競争入札制度」の導入（H15年度～）があげられる。	17
	ケアマネジャー	▶介護支援専門員の通称。要介護者等からの相談に応じ及び要介護者等がその心身の状況等に応じ適切な居宅サービス等を利用できるよう、市町村、居宅サービス事業を行う者等との連絡調整等を	12

		行う者であって、要介護者等が自立した日常生活を営むのに必要な援助に関する専門的知識及び技術を有するものとして介護支援専門員証の交付を受けたもの（介護保険法第7条第5項）。	
用語		解説	掲載頁
力行	校区福祉委員(会)	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 地区福祉委員(会)ともいう。市町村の社会福祉協議会の内部組織として概ね小学校区単位に結成された自主的な地域住民主体における見守りや声かけ活動等、多面的活動を行う組織。</li> <li>▶ 校区福祉委員会において地域福祉活動に取り組むボランティアを校区福祉委員という。</li> <li>▶ 大阪府独自の取り組みとして、校区福祉委員会による小地域ネットワーク活動を実施（H9年度～）。</li> </ul>	10、 12 25、 30
サ行	サービス圏域	▶ 主に中学校区を単位とした圏域。同圏域には、CSW や地域包括支援センター等の専門機関が配置・整備されており、地域の実情に応じたサービス提供を実施。	10、 12
	自家用有償旅客運送（福祉有償運送、過疎地有償運送等）	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ バス・タクシー事業者によっては、十分な運送サービスが提供されない場合、地域の交通手段を確保する重要性に鑑み、公共の福祉を確保する観点から、一層安全・安心なものとして利用者に提供されるよう、自家用自動車による有償運送の例外として法律上明示的に位置づける新たな登録制度（道路運送法第79条）。</li> <li>▶ 同法では、運営形態により、「福祉有償運送（NPO法人等がバス等の事業者により十分な輸送サービスが提供されない身体障がい者等の移動制約者を運送するもの）」、「過疎地有償運送（NPO法人等が過疎地域等において実費の範囲内で住民を運送するもの）」、「市町村運営有償運送（市町村が区域内の過疎地域等の住民を運送するもの）」の3種類がある。</li> <li>▶ なお、福祉有償運送については、府域の全市町村で同制度が行き渡るよう、7つの運営協議会を設置し、NPO法人等、登録事業者の審査や各種課題等について意見交換を実施（H18～）。</li> </ul>	37、 38 39

社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）に基づき、市町村長が住民に対し付番する個人に一つの「個人番号」（マイナンバー）を利用して、行政機関等が社会保障・税・災害対策分野において個人情報管理、検索する制度。</li> <li>▶ 社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤となるもの。</li> </ul>	15
障がい者相談支援事業所	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等により市町村が実施する障がい者相談支援事業や指定特定相談支援事業所等、障がい者のための相談支援を行う事業所。</li> </ul>	12
身上監護	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 後見制度において、後見人が被後見人の生活・医療・介護などに関する契約や手続きを行うこと。</li> </ul>	25、 34
生活支援コーディネーター	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 生活支援サービスの充実及び高齢者の社会参加に向けて、ボランティア等の生活支援・介護予防の担い手の養成・発掘など地域資源の開発や地域のニーズと地域支援のマッチングなどを行うコーディネーター。改正介護保険法(H27.4 施行)により配置等を順次推進。</li> </ul>	14

	用語	解説	掲載頁
夕行	第三者委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 苦情解決に社会性や客観性を確保し、利用者の立場や状況に配慮した適切な対応を促進するために、福祉サービスを提供する事業所に設置された第三者的な立場にある委員（H12年度～）。</li> <li>▶ 社会福祉士、民生委員・児童委員、大学教授、弁護士、事業所の評議員(理事は除く)、監事又は監査役等。</li> </ul>	32、33
	地域医療介護総合確保基金	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 医療・介護サービス提供体制の総合的な整備を推進するため、都道府県がつくる基金。財源は消費税増収分を活用。負担割合は国(2/3)、都道府県(1/3)。</li> <li>▶ 同基金は、団塊の世代が後期高齢者（75歳以上）となるH37年を展望して病床の機能分化・連携、在宅医療・介護の推進、医師・看護師等の医療従事者の確保・勤務環境の改善、地域包括ケアシステムの構築等「医療・介護サービスの提供体制改革」の取組みとして、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（医療介護総合確保推進法）の成立（H26年）を受けて実施するもの。</li> </ul>	27、28
	地域貢献委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 大阪府社会福祉協議会では、地域福祉を推進するための課題として、社会的な援護を要する人々への支援、また、社会による排除・摩擦・孤立等をなくす地域社会を実現するために、市町村社会福祉協議会において、社会福祉施設等と連携し、地域住民のニーズに具体的に答えることのできる仕組みとして設置推進しているもの（H15より提唱、H17より組織化が本格化）。</li> <li>▶ 現在、地域のNPO法人や民間企業等、多様なメンバー構成により、地域課題に取り組む市町村社会福祉協議会もある。なお、府内41市町村社会福祉協議会中、24社会福祉協議会において設置済み（H27.3現在）。</li> </ul>	30

	地域就労支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶市町村に地域就労支援センターを設置し、就職困難者を就労に結びつける大阪府独自の取組み（H14年度～、H16年度から府内全市町村で実施）。同センターでは、就職困難者一人ひとりの状況に応じてきめ細かな就労に至る支援を展開。</li> <li>▶大阪府は、地域のニーズに合った取組みを進めるため、府内市町村（政令市除く）へ交付金を交付するとともに、専門知識や支援技法等の研修を実施するなど専門的かつ広域的な支援を実施。</li> </ul>	17
	地域包括ケアシステム	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶団塊の世代が後期高齢者（75歳以上）となるH37年を目途に、<b>重</b>度の要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供されるシステムのこと。</li> <li>▶市町村では、H37年に向けて、3年ごとの介護保険事業計画の策定・実施を通じて、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じた地域包括ケアシステムを構築する。</li> </ul>	26、 28
用語		解説	掲載頁
夕行	地域包括支援センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、総合相談・支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント、介護予防ケアマネジメントの4つの事業を地域において一体的に実施する役割を担う地域の中核機関。府内各市町村に設置され、市町村又は社会福祉法人など市町村が委託する法人が運営し、保健師、主任ケアマネジャー、社会福祉士等が従事している（介護保険法第115条の46）（H18年度～）。</li> <li>▶主に中学校区を単位として設置。</li> <li>▶府域に254ヶ所を設置済み（H27.1.1現在）。</li> </ul>	11、 12 14、 15 22、 24 33
	チーム・カンファレンス	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶MSW、CSW、医師、看護師、介護士等の専門職が、分野の枠組みなどを乗り越え、チームで要援護者に対する最適な支援方法を検討するもの。</li> </ul>	14
	当事者の会	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶障がいや病気、課題等を抱えた人が同様の問題を抱えている個人や家族と共に、お互いに悩みを分かちあい、共有し、連携することで、支えあう組織。支えあいを通じて、地域で安心して生活できるための活動に取り組んでいる。</li> </ul>	12
	都市施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶多数の者が利用する建築物、旅客施設、道路、路外駐車場及び公園のこと（大阪府福祉のまちづくり条例第2条第2項第1号）。</li> </ul>	38、 39

ナ 行	日常生活圏域	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶主に小学校区を単位とした最も身近な支援体制として地域住民、民生委員・児童委員、校区福祉委員等による見守り等の活動を行う圏域。</li> <li>▶なお、市町村介護保険事業計画における「日常生活圏域」は主に中学校区を単位としており、本計画における定義とは異なる。</li> </ul>	10、 12
八 行	方面委員制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶現行の民生委員の前身で、生活困窮者の保護・救済・指導に当たった委員。T7(1918年)、米騒動直後にドイツの例を参考に大阪府に設置され、以後各道府県に普及した。のち方面委員令(S11(1936年))によって道府県に必置となりS21(1946年)まで存続。</li> </ul>	2